

作品は誰のもの？

——ディドロの『出版業に関する手紙』とその前後——

藤原真実

Cet Ouvrage n'est plus à moi depuis six mois.

Paul Baret, *Le Grelot*, 1754.

「私への献辞」

家柄、偶然の巡り合わせ、高い地位、暴政の鞭、罪が手にする寵遇が私の賛辞の対象になることは決してないだろう。私の賛辞は、打算あるいは追従の貢ぎ物などではない。私はそれを評価あるいは敬意の証として贈りたいのだ。そのような値打ちをもって私の賛辞を受ける権利をいったい誰が持つのだろうか？無関心な庇護者たちだろうか^(註)。恩知らずの友人たちか？不実な愛人たちだろうか？そうではない。彼らに代わることでできる唯一の者、私の財産の作り手、私の赤字の埋め合わせをしてくれる者、私の喜びの作者、要するに私自身に私は私の作品を捧げるのである。それによって私は金目当ての阿諛追従をせずにする。

上に引用したのは、1754年にポール・バレ(1718-1795?)が発表した一種のリベルタン小説『鈴』⁽¹⁾の書簡体献辞「*Epître à moi*」の一部である。この奇妙なタイトルにも示されているように、そこには旧来の形式的な献辞をパロディーにして揶揄する意図が込められている⁽²⁾。

有力者に作品を捧げ、その名前を作品の冒頭に記すことは、作者の自尊心を満足させるばかりでなく、作品を贈られた人物の虚栄心をくすぐるものでもあった。それがすぐれた作品であれば、記された有力者の名前も作品とともに世の中に知れ渡り、長く生き続けることになるだろう。そこで見返りとして何らかの報酬が作者に贈られることになる。すると作者はそれに報いてふたたび献辞を書く。

—— 旧体制期にはものを書くことが職業として成り立っていなかったから、パ

トロン制と呼ばれるこうしたシステムが、作家の物質的な支えになっていた。そして献辞の習慣は、そのシステムの一つの基盤であった。そうして書かれる献辞の多くが、バレの言うように、欲望と偽りに満ちたものになるのは当然の帰結であり、それがヴォルテールの批判の的になったことはよく知られている⁽³⁾。

バレの献辞は、それまでの庇護者に代えて作者自身をその対象とすることで、旧来の悪習から脱却しようとする作家を演出していると言えるだろう。その後に続く文章からもわかるように、バレは「私自身」の中に金銭と喜びの源泉を見出している。著作活動によって自ら収入を得、かつ書くことの喜びを我がものとする。そうすることで、かつては献辞を贈られた庇護者の誉れとなり、喜びとなっていた作品を取り返し、作者自身のものにしようというのである。

ところが、そのような作者にはきわめて逆説的なことに、この献辞に付された脚注には次のように書かれている。

この作品は半年前から私のものではなくなっているが、当時私はフランスのメゼナとも言うべきかの偉大な君主を存じ上げていなかった。

「私のものではない」とはすなわち、原稿を書籍商に売り渡してしまった、ということであろう。ならば作品は誰のものになったのか？ — 書籍商のものになったのである。パトロン制から脱却して自立しようとする作家は、そのために書籍商に作品を売り渡すことになる。そうして譲渡された作品は「もはや私のものではない」と言うのは誇張だと取られるかもしれない。ところが、この作品が書かれた当時のフランスでは、それが一般的な認識であった。例えば書籍商ダヴィッドが執筆した『百科全書』の「複製権」の項にはこう書かれている。

書籍商が作者から譲り受けた文学作品に対する所有権は、作者がその作品に対して持つ権利そのものであり、異論の余地はないものと思われる⁽⁴⁾。

ここで所有権とされているのは、作品の利用から生ずる経済的な利益を保護する権利、すなわち財産権のことである。著作権の概念がいまだ確立していなかった旧体制下のフランスでは、ダヴィッドの言葉どおり、作者はいったんその原稿を

書籍商に売り渡してしまうと、所有権を失い、代わって書籍商がその作品の所有者になるという習慣が存続していた。現代のように、作者が所有権を保持しながら用益権だけを一時的に譲渡することはできなかったのである。したがって、僅かな金額で買い取られた原稿がその後どれほど売れようとも、もはや作者はその利益に与る権利を持たなかったし、政府によって資格を与えられた業者以外の人間が出版に携わることは禁じられていたから、作者はかかる方法によってしか作品を刊行することができなかった。つまり、作者は所有者の資格を放棄しなければ「作家」となることはできなかったのである。当時の作家たちは、書物の大量生産がもたらす利益によってようやくパトロン制のくびきから解放されつつあった一方で、依然としてその利益の大半を独占する書籍商たちの欲望の支配下に置かれていた。バレの「私への献辞」は、そうした状況を象徴的に示していると言えるだろう。

もっとも、作者は財産権を失ったからといって、作品の生みの親であるという事実までもが抹消されるわけではなかった。「複製権」の項でダヴィッドはきわめて強硬に書籍商の所有権を主張しながらも、作者に「一種の監督権と、生みの親（作者）の権利」(*une sorte de droit d'inspection et de paternité*)を認めることを忘れていない。ダヴィッドはこれを、作品が再版されることになったときに、それを充実したものとするために必要な修正や加筆をする自由のこと、としているが、そこには現代において著作者人格権と呼ばれる一連の権利が含まれていることが想像される。その権利とは、未発表の作品を公表する権利、作品に作者の名前を表示する、あるいは表示しない権利、そして作品のテキストおよび題名の同一性を保護する権利などであるが、財産権を物質的な所有権と考えれば、これら一連の権利を精神的な権利と呼ぶことができる。そして、法学者や歴史家たちが指摘しているように、この概念は法律の中に明記されないまでも、書物の誕生以来、常に人々の心の中にあった。剽窃行為に対する苦情は古代の著作の中にも散見するからである^⑤。

とはいえ、当時の慣習の中では、そのような精神的な所有権も、作者に対して保証されていたとは言い難い。例えばアムステルダムの書籍商マルク＝ミシェル・レは1772年に『デイドロ著作集』^⑥を刊行したが、その第一巻にはモルリ(Morelly)の『自然の法典』とモルレ(Abbé André Morellet)の『アブラアム・

『シヨメー弁護論』が含まれていた。さらにその翌年にロンドンで刊行されたディドロの『全集』⁽⁷⁾も、第二巻に『自然の法典』のほか、第四巻にはル・クレール・ド・モンリノ(Le Clerc de Montlinot)の『『百科全書』のいくつかの項目の弁明』、コワイエ(Abbé Gabriel-François Coyer)の『唯物論をめぐるベルチエ神父への手紙』を含んでいた。中でも革命に直接的な影響をもたらした書とされる『自然の法典』がディドロの作とされたことの反響は大きく、ラ・アルプが『文学講義』の中でこの書をディドロの作品として延々と批判したことはよく知られている⁽⁸⁾。師の汚名を濯ごうとしたネジョンは、こうした誤りを正すために1798年に急いで『ディドロ著作集』を刊行し、その第一巻の「編者の序」の中で、まず『自然の法典』がディドロとは無関係であることを断言している⁽⁹⁾。

このように、「繙いたこともなければ、その題名すら知らない⁽¹⁰⁾」書物の作者に仕立て上げられることは、旧体制時代には珍しいことではなかったが、これこそまさに作品の生みの親としての権利の侵害、作品を精神的に所有する権利を損なう事象だと言える。もともと書物に著者名が記されることが少なかったのだから、この種の誤りが単なる無知から生じることもあっただろう。しかしその一方で、意図的にこうした侵害が為されることもあった。ディドロのようなビッグ・ネームに『自然の法典』のようなスキャンダラスな作品を結びつければ本は間違いなく売れるだろう。そう考える書籍商の欲得ずくがこれらの著作集の企画にはたらいていたことは十分に想像される。

作者の精神的な権利を侵害したもう一つの例として、書籍商ル・ブルトンによる『百科全書』の改竄事件を想起してもよいだろう。これについてはグリムが『文芸通信』の中で細かく報告している⁽¹¹⁾。それによれば、出版許可を召し上げられた後も政府にその刊行を黙認されていた『百科全書』を、ともかくも早く、確実に売ってしまいたいという商人根性から、ル・ブルトンは最後の10巻の校正刷りが終わると、その中で思想的に問題になりそうな部分をすべて削除し、もとの原稿は証拠隠滅のために焼いてしまったというのである。事件後しばらく経ってはじめてそのことに気付いたディドロは、ル・ブルトンに長文の手紙を書き送り、激越な怒りをこめて書籍商の横暴を非難している。

25年間の仕事、苦勞、出費や危険、そしてあらゆる苦行の結果がこれです。一

人の愚か者、野蛮人が一瞬にしてすべてをぶち壊したのです。私が言っているのは、あなたの屠殺人、私たちの手足をバラバラにする仕事をあなたが委ねた人のことです。私たちが蒙ったもっとも大きな害悪 — 軽蔑も、恥辱も、信用の失墜も、嘲笑されることも、結局は作品の主たる所有者[principal propriétaire]のせいだとわかるなんて！⁽¹²⁾

ここでデイドロがこの書籍商に『百科全書』という大企画の「所有者」という肩書きを与えていることに注意したい。デイドロにとってル・ブルトンは文学にも哲学にも無知な単なる商人でありながらも、『百科全書』の原稿を買い取った「所有者」であることに変わりはない。その一方で、ル・ブルトンによる改竄に関して、デイドロは次のようにも述べている。

予約購読者たちは言うことだろう。私の作品の購読を予約したのに、あなたが刊行しているのはほとんどあなたの作品だ、と⁽¹³⁾。

デイドロはここで、物質的には書籍商の所有物であることを認めた『百科全書』を「私の作品」と呼んでいる。つまり、ここで作者はその精神的所有を当然の権利として要求している。しかし、現代から見れば当たり前と思われるそうした権利の概念も、当時の書籍商の側に見ればそれほど自明のことではなかったようだ。

デイドロの非難に対してル・ブルトンはどのように答えたのであろうか。それを今日に伝える資料はないが、これに似た権利の侵害に関する作者と書籍商のやりとりを、プレヴォーの『賛否両論』第47号の中に見出すことができる⁽¹⁴⁾。この定期刊行物はもともとパリの印刷業者デイドが刊行していたものだが、ハーグの書籍商ファンデルクロッテンはその海賊版⁽¹⁵⁾を著者プレヴォーに無断で刊行したばかりでなく、一回の配本分を二回に分け、オリジナル版にはないテキストを付け足すなど、やりたい放題の改竄をしたのである。この海賊版が発売になるという話をアムステルダム・ガゼットの広告欄で知ったというプレヴォーは、この書籍商に宛てて手紙を書き、その中で二つの点について質問をした。まず、プレヴォーと面識があり、その住所も知っているファンデルクロッテンが、なぜ『賛否両論』の再版の話を書き、その内容を伝えなかったのかという点。そして第二点

は、もともと『賛否両論』は週一回の配本になっているのに、どのようにしてその回数を二倍にするのか、という疑問である。というのも、第三者がテキストを増補したのであれば、そのことを読者にも知らせておくべきであるし、他人の作品が自分のものとして流通するのはよろしくないとプレヴォーは考えるからである。これに対してハーグの書籍商は、そのような質問をつきつけられた自分の驚きのほうがプレヴォーのそれよりもはるかに大きいと反論しながら、次のように答えたという。第一の疑問については、「いったん作品が印刷されてしまえば、作者は作品に対する一切の権利を失うくらいのことは[プレヴォー]も知らないはずがない。したがって『賛否両論』の各誌面も、刊行されるごとに[プレヴォー]のものではなく、それを印刷しようと企てる[ファンデルクロッテン]の所有物になるのであって、不正を犯すことなくその企てに異議を申し立てることはできない⁽¹⁶⁾」というのである。また、第二の質問に対しては、一号分を一回で配本してしまうのはもったいないので二回に分けて印刷することにしたと答えた上で、「その作品に対する権利を彼に与えているのと同じ理由から、作品を分割したり縮めたり引き延ばしたり、要するに彼が適当だと判断する形の下にその作品を発行する権利を彼が持つことは火を見るより明らかだ」と述べたという⁽¹⁷⁾。

このように、ファンデルクロッテンは、すでにパリの書籍商デイドのものになっていた財産権はもとより、作者の精神的な権利をも侵害してはばからない。ここで重要なのは、書籍商が精神権の侵害を正当化する根拠として、作者が物質的な所有権を譲渡したことを挙げていることである。物質的な権利と精神的な権利を意図的に混同することによって、書籍商は作者からいっさいの権利を取り上げようとする。この例が示しているように、古代から存在していた作者の精神的な所有の概念を否定したのは、他ならぬ書籍商の打算であった⁽¹⁸⁾。これは海賊版産業で栄えたオランダの書籍商の論法であるが、ル・ブルトンが『百科全書』に対して行った改竄も同じ論理に基づくものであったと考えられる。

作者と作品の関係に関わる当時のこうした事情は、文学作品を扱う上でも無視できない重要性を持っている。特に一人称体を多用し、無署名で刊行されることが多かった18世紀の様々なジャンルの作品は、この問題を抜きにして論じることにはできないだろう。いずれはそうした研究に役立てることを目的として、本稿では特に作家の目から見た作品と作者の関係について、デイドロの『出版業に関

する手紙』を中心に考察することにする。また、その中で論じられる作品の所有の問題はもっぱらその物質的な側面に関するものであるため、本論の対象もそれに絞られることになる。そこから、文学を論じる際にはあまり言及されることのない法制度を参照する必要が生じる。そこで『出版業に関する手紙』を扱う前に、まず当時のフランスにおける出版事情と作者の地位について、簡単に整理しておきたい。

I. 18世紀中期までの出版事情

「出版法典」

啓蒙期の出版行政を司っていたのは、フランソワ一世の時代から漸次的に積み上げられていった法令の総体であり、特にルイ十四世治下で整備されたものが大法官ダゲッソーによって1723年に諮問会議令 *Règlement du Conseil* としてまとめられたものである。当初これはパリの出版業界を対象に施行されたが、1744年に「出版法典」 *Code de la librairie* としてフランス全土に施行された。全部で16章、123条から成るこの法典は、王権と宗教に反すると見做される書物の取り締まりと海賊版の禁止とをその主要な意図としている。内容を概観すると、書物の印刷に関わる種々の業者と、その流通、販売に関わる業者の特権、資格、業務内容、義務に関する規定（第1章～11章）、組合組織に関する規定（第12章）、書店および印刷所等の臨検、パリに持ち込まれる書籍の組合による検査に関する規定（第13章）、発行が禁止された書物、違反者に対する罰則について（第14章）、出版特認とその更新、および事前検閲に関する規定（第15章）、個人の蔵書の販売に関する規定（第16章）等がその主な内容である。

出版・印刷に携わる職人たちの資格や人数、印刷所の場所や数、その稼働の様態を細かく規定することで、政府が直接的に出版物を管理する体制を強化することはもちろん、さらに書籍商・印刷業者組合にも権限を与えて書物の発行や流通を自治的に監視させ、その見返りとして彼らの利益を保護し、特権を与えることで、出版物の取り締まりを外側と内側から嚴重に固めることがこの法令のねらいであったと考えられる。したがって、この法典の中で問題になるのはほとんど常

に印刷業と書籍販売に携わる各種の業者ばかりで、著作者の権利に関する条文はいっさい存在しない。ただ僅かに第14章で無許可の書物や悪書の作者がその印刷や販売に携わる者と共に制裁の対象として言及されているだけである。

このように、当時の法制度は作者を刑罰の対象とすることはあっても、保護や褒賞の対象とはしていなかった。また、自ら作品を複製して利益を得る権利が認められていなかったのは言うまでもない。同法典の第2章第4条は、いかなる資格や地位を持つ者でも、書籍商と印刷業者でないかぎり、出版業に携わることはできないとしている。つまり、少なくともフランスの法制度に関するかぎり、作者は書籍商と印刷業者を除くすべての人々と同じように出版業の世界から締め出されていたということになる⁽¹⁹⁾。

そのような当時の出版業界の中で、政府による書籍商の「飼い慣らし政策」の道具として用いられ、長い間パリの書籍商と地方の書籍商の議論の中心に置かれていたのが特認制度であった。

特認制度

出版特認(*privilège en librairie*)とは著作物を独占的に印刷し販売する権利で、事前検閲を受けて問題なしとされた原稿に対して大法官あるいは国璽尚書が与える一種の独占特許である。もとは海賊版を取り締まるための制度として成立した。16世紀に入り、印刷術が普及しはじめると、印刷業者間の競争が起こるようになる。高い技術を持つ印刷業者が資金と時間をかけて刊行した本を偽造して売りさばく海賊版業者も現れるようになった。そこで特定の業者に独占権を与え、保護する習慣が始まったと言われている⁽²⁰⁾。初めの頃は特認の出所もまちまちで、国王だけでなく、パリ大学神学部やパルルマン、さらにはパリ奉行がこれを与えることもあった。またその有効期間や更新、延長その他の条件についても明記された規則はなかった⁽²¹⁾。1618年の法令の中で初めて条文化された特認は、17世紀から18世紀にかけて整備されてゆく出版統制システムの中で、組合制度と結びついてパリの書籍商たちを支える重要な柱となってゆく。政府は思想統制の一環として組合に出版業を取り締まる義務を負わせ、見返りとしてその構成員を優遇したが、特認はこの政策の道具として用いられた。しかし、それで海賊版

がなくなったかといえ、もちろんそうではない。それどころか、特認は市場を独占する一部の書籍商を富ませ、業界内に貧富の差を広げるばかりだった。特認を取得できない書籍商たちは生き残りのために海賊版を作らなければならず、その数は増える一方であった。特認が延長され、更新される度に、彼らは政府に対して嘆願をし、訴訟を起こすこともしばしばであった。

他方、作者はといえば、特認をめぐる権利闘争の議論に彼らが参加した例は少なくとも18世紀前期まで見られない。もっとも、作者が特認を取得することも不可能ではなかったが、すでに述べたように、印刷・出版には資格を持った業者だけが携われることになっており、作者は書籍商に原稿を売り、権利を譲渡しなければ本を刊行することができなかった。フランスにおける作者のそのような状況は、作者を特認の第一の交付対象として定めた1777年の法令が出されるまで続くことになる。

ところが、お隣の英国ではすでに1710年以来作者は著作権の所有者として認められていた。アン女王の治世8年目に発布された法律第9章は、既刊のすべての著作物の作者あるいはその権利を譲渡された者に21年間作品を独占的に複製する権利を与えた。また、新たに印刷される作品の作者には、その印刷と出版に関する独占権を14年間、さらにこの期限が満了した時に作者が存命中であれば、新たに14年間の延長を認めている⁽²²⁾。この法律はコピーライトをまず作者に与えることで、作品の物質的な所有者としての作者の権利をはじめ認め、出版の世界の中で作者を書籍商と対等の立場に置いたのである⁽²³⁾。

もちろん、英国にしても、近代的な法令がにわかに成立したわけではなく、それ以前には、フランスの「出版法典」に類似した「出版認可法」**The Licencing Act**の下で、ギルド制とそれを支える専売特許制度が存在していた。また、優遇されたロンドンの書籍商が市場を独占し、それに抵抗する地方の書籍商との間では訴訟が絶えなかったこともフランスの場合と同じである。コピーライト法が成立した後も、著作権の永代享有を求めるロンドンの書籍商たちとそれに反対する地方の書籍商たちの間でいっそう激しい論争が起こったが、特に1740年代から70年代に盛んに戦わされたそうした議論の的は、作者の所有権の有無と作品の概念の追究へと推移していった。近代的な著作権の概念は、まさにこうした議論

の中で育っていったのである⁽²⁴⁾。

隣国でのそうした状況を考えるならば、フランスの出版制度が長く旧体制の中にとどまっていたことが改めて確認されるだろう。もっとも、制度と実際の慣習や人々の意識の間には常に多少のずれがあるものであり、しかも先進国イギリスの出版事情はフランスの出版関係者や知識人に知られていた。「出版法典」を旧来の法令および判例とともに編集した書籍商ソーグランも、この法典全体に関してその時代錯誤を指摘している⁽²⁵⁾。ならば当時の社会で実際に活動していた作家自身はこうした事情をどのように受けとめていたのだろうか。以下ではフランスの出版業がまだ「出版法典」の下にあった時代に書かれたディドロの『出版業に関する手紙』を取り上げてそのことを詳しく見てゆきたい。

II. 『出版業に関する手紙』と作品の所有

『出版業に関する手紙』の執筆の経緯

すでに18世紀の初頭から作家たちが出版制度をめぐる議論に加わっていた英国の場合とは違い、フランスでは作家が出版制度を論じることはめったになかった。作家が出版業界の事情に疎いのは当たり前であったし、まして金銭的な問題にふれたり、業界の話に首を突っ込むなど不謹慎だという考え方が依然としてあったからである。そうした風潮の中で書かれたディドロの『出版業に関する手紙』(1763)は、フランスの作家がまとまった形で出版業を論じた初めての書と言える。

この作品の完全なタイトルは次のとおりである。『出版業とその古今の状況、諸規則、特認、黙許、検閲人、行商人、営業区域の拡大および出版取締りに関係するその他の事について或る行政官宛てに書かれた歴史的かつ政治的な書簡⁽²⁶⁾』—「或る行政官」とは1763年10月にマルゼルブの後を継いで出版統制局長に就任した警視総監サルティエヌで、ディドロとはそれ以前から交友関係にあった。『手紙』の全体はこの行政官に語りかける形式で書かれている。冒頭でディドロは、出版業に関する彼の意見を聞きたいというサルティエヌの要望に言及しているが、より具体的な執筆の動機としては、パリの書籍商たちがサルティエヌ

に提出するべく建言書の執筆をディドロに依頼したものと考えられている。

「出版法典」が依然として効力を持っていた当時のフランスにおいて、出版特認を得るのは主にパリの有力な書籍商たちであり、それに与れない地方の書籍商たちと彼らの間には、特認の延長の正当性をめぐる議論や訴訟が絶えなかった。しかし18世紀の半ばに入ると、パリの書籍商たちの前に、新たな敵が現れることになる。すなわち作者とその相続人たちであった。その最も顕著な例は、ディドロも言及しているラ・フォンテーヌの孫娘たちの事件である。前世紀の終わりに他界していたラ・フォンテーヌの『寓話』は、作者の存命中に書籍商バルバンに売却された後も、次々と複数の書籍商の手に渡っていた。そうした経緯にもかかわらず、1761年に政府は困窮状態にあった孫娘たちを救おうとして彼女らに『寓話』の特認を与えたのである。この事件に触発されて、特認の延長をめぐる議論はかつてないほどに活発になってゆく。作家の子孫という新たな敵を前にして危機感をつのらせたパリの書籍商たちは、彼らの利益を守るために政府に提出する陳情書を作成することになった。そこでディドロに白羽の矢が立ったと想像される。

しかしながら、実際に1764年3月にサルティエヌに提出されたのは、『出版業に関する手紙』ではなく、書籍商ル・ブルトンがこれをもとに書き直したもう一つのテキスト、『出版業の古今の状態、特に特認の所有権その他に関する建言書体の進言と考察⁽²⁷⁾』だった。両テキストの異同に関してはすでにプルーストが指摘しているように、ディドロを示す一人称はすべて複数の書籍商たちを示す「私たち」に書き換えられ、ディドロ個人に関係する事柄も削除された。また、書籍商たちを否定的に表現したり、彼らの不利益になるような部分はもちろん、ディドロ特有の文学的表現や道徳的、哲学的考察は削除され、思想的、政治的に大胆な主張は削除されたり緩和されたりした⁽²⁸⁾。それら一連の修正にも関わらず、出版制度の歴史や解釈に関する二つのテキストの主張は大筋において一致している。

ディドロがこのテキストのすり替えに気付いていたかどうかはわかっていない。しかし、こうした経緯とは無関係に、『進言』が提出された後もディドロが『手紙』を活字にするべく加筆を続けていたことが明らかにされている。ディークマンは第二次大戦後間もなくヴァンドゥル草稿群の中から『手紙』の自筆原稿

を発見したが、その中には複数の時期にわたって繰り返されたと見られる夥しい加筆の跡があった⁽²⁹⁾。プルーストはそれらの異文をル・ブルトンの『進言』と比較することで、『手紙』がル・ブルトンのテキストの下敷きとして使用された後にもデイドロがテキストを修正し続けた可能性を指摘したのである⁽³⁰⁾。さらにデイクマンはバブロン版『ソフィー・ヴォラン書簡』に収録された日付のない断片の中に、『手紙』について書かれたと思われる次の一文を見出している。

私はこれに、出版の自由について書いた作品を加えるつもりです。私はその中で出版業の規則の歴史やそれらの規則を生み出した状況、存続させるべき規則や廃止すべき規則について述べています⁽³¹⁾。

ここに示されている作品の内容は、『出版業に関する手紙』の要旨に一致している。デイドロはこの前後で数学、哲学、美学に関する論文を著作集にまとめる構想を語っていることから、『出版業に関する手紙』が発表を目的として加筆されていたことは間違いないだろう。

また、このことは、『出版業に関する手紙』をデイドロ自身の作品として論じる根拠を与えていると言える。当初は書籍商たちの求めに応じて書き始められ、実際に書籍商たちを弁護する内容を多く含んでいるにもかかわらず、その中に作者デイドロの自発的な意見を見出すことはできるはずである⁽³²⁾。

『出版業に関する手紙』の典拠について

J. プルーストは『出版業に関する手紙』の典拠として以下の文献を挙げている⁽³³⁾。

- (1)書籍商組合が提供した法律関係の資料。
- (2)書籍商ダヴィッドによる『百科全書』の「複製権」の項。
- (3)1725年に書かれ、1759年に死後出版されたデリクールの建言書⁽³⁴⁾。
- (4)1726年に国璽尚書に提出されたマリエット⁽³⁵⁾の印刷された建言書。
- (5)アニソン・デュベロンコレクション第12巻所収の印刷された無署名の論文。

(1)については、ディドロが『百科全書』の編集のためにパリ書籍商組合と長い間深い関係を持っていたことから、組合が保管していた資料を常に参照できる立場にいたことは疑い得ない。ただし、特に18世紀以前の出版関係法に関するディドロの記述は不正確な点を多く含んでいる。これには、後で述べるように、提供された資料が誤りを含んでいたことも考えられるが、むしろそれに目を通したディドロの側の解釈に問題があった可能性もある。

(2)の内容については後述するが、これが公刊された時期から見ても、ディドロに示唆を与えたことは明らかである。

(3)の「デリクールの建言書」は、パリの書籍商組合が法律家デリクールに執筆を依頼し、当時の国璽尚書に提出した建言書である。書籍商が作者から買い取った原稿の所有権は国王によっても不可侵の権利であることを主張したその内容は、国璽尚書の怒りを買って、建言書を提出した書籍商たちが組合の理事職を解任されたことはよく知られている。後で見るように、ディドロ自身が『出版業に関する手紙』の中でこの建言書に言及しており、そこから多くの示唆を得たことは疑い得ない。

問題は(4)(5)の建言書である。プルーストはそれぞれ別個のものとして言及しているが、結論から先に言うならば、どちらも「デリクールの建言書」そのものである可能性が高い。

まず「マリエットの建言書」に関して言えば、これはル・ブルトンの『進言』に注釈をつけたデムリヤマランが同書の典拠として言及したものである⁽³⁶⁾。その注釈によれば、1726年に書籍商組合理事長マリエットと理事ガノーおよびヴァンサンが提出したこの建言書は国璽尚書ダルムノンヴィルの怒りを買って、建言書を印刷したヴァンサンは危うく逮捕されかけただけでなく、3人の書籍商たちは理事職の辞任を余儀なくされたという⁽³⁷⁾。これはデリクールの論文が引き起こした事件と同じものだと考えられる。『著作権論』(1838年)の著者ルヌアールは、1726年に国璽尚書ダルムノンヴィルの怒りを買ったメモワールとしてデリクールのそれに言及している⁽³⁸⁾が、この建言書のせいで三人の書籍商が受けた処分についてのルヌアールの記述は、デムリヤマランが「マリエットの建言書」について記していることと一致している。さらにルヌアールは三人の処分に関係する資料として書籍商組合に保存されていたという奇妙な公文書を引用している。1726

年11月19日付のその文書は三人の書籍商の署名入りの辞職の宣誓書で、その前日に彼らの辞職願が国璽尚書によって受理されたことを伝えている。中でも興味深いのは、辞職の原因として「特認の継続に関する組合の進言を内容とする建言書を提出したこと」と書かれていることである。この内容はまさにデリクールの建言書のそれである。以上のことから、デイドロが参考にしたとされる「マリエットの建言書」は「デリクールの建言書」に他ならないと結論できるだろう。ところでプルースト自身は「マリエットの建言書」に直接目を通したわけではないのか、その典拠をどこにも示していないし、筆者もマリエットの名の下に印刷された建言書の実在を確認できなかった⁽³⁹⁾。また、プルーストはこの論文が「フランスにおける印刷業の確立に関する歴史的概説と競争の不都合に関する考察、そして特認に関する議論の要点をデイドロに提供した」と述べているが、これもル・ブルトンの『進言』に書き込まれたデムリの注釈⁽⁴⁰⁾の引用にすぎないようである。

さらに(5)の無署名の印刷物は、もともとファルクがデイドロの『出版業に関する手紙』にもっとも関係が深い文献として挙げたもので、『出版業に関する手紙』の同時代か少し前に書かれたものとされていた⁽⁴¹⁾。ところが、パリ国立図書館に所蔵されているこの小冊子を調べてみたところ、そのテキストはデリクールの建言書のそれに一致することが確認された⁽⁴²⁾。この印刷物が無署名のままアニソン・コレクションの中に紛れ込んでいたことは一見不可解にも思われるが、筆者のデリクールについて考えるならば、この法律家がオルレアン公フィリップをはじめとする時の有力者たちを顧客にもっていたことや、その論文の中で書籍商たちの主張を代弁したにすぎないことを考えれば、彼の存命中にこの印刷物が署名されなかったことは自然なことであったとも言える。

以上のことを総合するならば、(3)(4)(5)の建言書が同じ一つの文書であることはほぼ間違いないだろう。ただ一つ問題になるのは、プルーストも引用しているデムリの注の内容で、『進言』の中で出版業の歴史について述べられていることの全部も「マリエットの建言書」から引かれたものであると書かれていることである。たしかにデリクールもその建言書の中で印刷術の発明以来の歴史を語ってはいるが⁽⁴³⁾、『出版業に関する手紙』の記述の方がはるかに詳しい内容を含んでおり、その「全部」が前者から引かれたとは考えにくい。デムリの言葉をそのま

ま信用するならば、あるいはデリクールが書いたものの他に、マリエットをはじめとする書籍商たちが書いた「歴史的な概説」が存在していたことも考えられるかもしれない。しかし、「歴史的な概説」が国璽尚書の怒りを買うことは想像しがたいのに対して、後で詳しく見るように、デリクールの建言書は王権に楯突くものと見做されても当然の内容を含んでいる。さらに『進言』に書き込まれた注釈が言及しているのは常に単数の建言書であることから、やはり以上の三つの建言書は同一のものとするのが妥当であろう。

『出版業に関する手紙』の構成

すでに訳出したタイトルの中に要約されているように、『出版業に関する手紙』は印刷・出版に関する法制度を歴史的に解説し、その効用と意義を論じるものである。ところどころで建言書にはそぐわない感情的な表現や冗長な演説口調が見られ、繰り返しも多いために読みにくいテキストになっているが、その全体はほぼ以下の三部に分けることができる。第一部は特認に関する法律をその起源から現在にわたり歴史的に解説するもので、第二部は特認制度の功罪を、まず印刷・出版業との関係から、次に学問との関係において考察し、さらに出版業と学問の関係を論じている。そして第三部では主に黙許と検閲の制度が取り上げられ、海賊版問題の解決のために黙許を多用した自由な出版制度を取り入れることなどが提案されている。概観してわかるように、『出版業に関する手紙』のほとんどは海賊版と非合法出版物に関わる問題を論じており、その結果、特認と黙許という二つのシステムが議論の中心になっている。中でもデイドロは特認制度に多くのページを割いているが、これは本論が考察の対象とする作品の所有の問題にもっとも深く関わるものであるので、以下ではそれを中心に見てゆくことにしたい。

特認と所有権の関係

『出版業に関する手紙』の第一部で特認制度の歴史を概説するデイドロは、まず初期の特認と近代の特認とでは対象となる作品の性質が異なることを指摘している。それによれば、特認が初めて制度化された時代には、それは古典や古文書

の復刻本を対象とするものであったが⁽⁴⁴⁾、1635年に大法官に就任したセグイエの改革によって、特認の交付対象は新刊本にも拡張された。当時はすでに編集すべき古代の写本や古典が底をついており、他方、後世に残したいと思うような同時代の作品も出版されるようになっていた。そこで新刊書に対しても特認が交付されるようになったとデイドロは述べている(496)。当初新刊書に特認が与えられていなかったというこの記述は誤りであるが⁽⁴⁵⁾、対象が新刊書か古書かによって、特認が持つ意味も変わってくるのは事実である。

1618年以来、復刻本の特認の更新はテキストの増補や改訂が見られないかぎり与えられないとする王令が繰り返し発布されていた。しかしその実効性はほとんどなく、特認は相変わらず更新され、延長されていた。その度に、優遇されない書籍商たちは抗議の声を上げ、これに加勢して特認の独占に反対したパルルマンと政府の対立は18世紀まで繰り返されることになる。— 特認の対象が古代の作品や古文書である場合、それらはすでに公有財産と見做される。したがって、それらの文書は厳密にはいかなる取得者にも帰属しない。— デイドロはパルルマンが繰り返したこのような考え方を認めた上で、その場合に与えられる特認は一時的な恩恵だと考える。

私が話題にしている時代の特認が今日の特認と異なるのは、自由に与えられ、恣意的で取り上げ可能な一時的な寵遇が、所有者の同意なしには譲渡不可能な固定的で恒常的な購入物と異なるのと同じです(494)。

デイドロはこのように述べたからといって、復刻本の特認の更新に反対するパルルマンの主張に賛同しているかということ、実はそうではない。18世紀も半ばを過ぎると、パルルマンだけでなく、政府の側にも少数の業者による独占体制を疑問視する見方が出てくるようになる。その筆頭に挙げられるのがマルゼルブ⁽⁴⁶⁾であるが、その後任のサルティエヌからも同様の意見が出るのを予期したデイドロは次のような対話を想定している。

この独占は普通法に反するものだったとあなたは答えるでしょう。私もそれは認めます。— 独占の対象になった原稿は現存する唯一のものではなかったし、別の印刷業者も原稿を持っていたか、あるいは同じような原稿を入手することができた

のではないのでしょうか。— ごもつともですが、それが正しいのはいくつかの点についてのみです。と言うのも、特に最初の頃の作品の編集は、原稿の所有だけでなく、数多くの原稿の照合を必要としていたからです(490-491)。

この後でデイドロは、複数の異本を校訂して優れた版を編むためには多くの時間と経費がかかることを指摘し、本を売ることの難しさと、特認を取ることがはらむリスクの大きさを強調して復刻本の特認の正当性を訴えている。良質な版本を作り、大きな企画を成し遂げることができるのは、経済力のある書籍商でしかなく、それも特認によって保護されずにはできないと言うのである。例えば16世紀の有力書籍商ケルヴェールが遺したローマカトリック教会のミサ典書や聖務日課書等の特認が5人の書籍商たちに継続して与えられたことに関しても、デイドロは政府の決定に賛意を表わしている。市場の独占に反対するバルルマンの主張にしたがい「一つの財産を公共物にしてしまえば出版業界全体を貧困に陥れることになる」が、国王諮問会議がそうしたように「最初の所有者たちに独占権を与えておけば、大きな企画のためにいくらかの資金を残しておくことになるだろう(495-496)」とデイドロは考えるからである⁽⁴⁷⁾。普通法や自由経済の原則を無視してでも良質な書物を残したいという強い意志がそこには表れている。

これに対して新刊書が対象となる場合、書籍商は作者から原稿を買い取り、これに特認取得料を払って作品を刊行していた。あるいは作者が先に特認を取得している場合には、書籍商は原稿と特認の両方を作者から買い取っていた。すでに引用した箇所の中でデイドロはこうして書籍商が獲得した特認を、「所有者の同意なしには譲渡不可能な固定的で恒常的な購入物(494)」になぞらえている。以下の箇所でも同様のことが述べられていると言えよう。

仮に私が子供たちに私の作品の特認を残してあげたとして、いったい誰がそれを奪い取ろうとするのでしょうか。仮に彼ら、あるいは私が金に困って特認を譲渡せざるを得なくなり、私の代わりに別の所有者を指定した場合に、司法のあらゆる原則に反することなくその所有者の所有権に異議を唱えることができる者などいるでしょうか(510)。

以上の箇所を読むかぎりでは、デイドロは新刊書に与えられた特認を一種の所有財産と見做していたようにも思われる。しかし、別の場所では逆に、これら二つは区別されるべきものであると主張している。

人々は、書籍商という身分、書籍商の共同体、同業者組合と特認を混同し、特認と所有権を混同する。そこから偏見が生じるのです。どれもまるで共通点がないのに(509)⁽⁴⁸⁾。

ここで特認は、財産の維持のために君主が与える庇護に過ぎません。(…)出版特認の概念をその限界を越えて拡大することは誤りであり、最悪の侵略を企てることであり、慣習と所有権を弄ぶことなのです(510-511)。

つまり新刊書に特認が与えられる場合、その基礎にあるのは作品という財産の、作者による、あるいはそれを買い取った書籍商による所有であり、特認とはそれを保護するものでしかないということであろう⁽⁴⁹⁾。

ところで、こうした考え方はデイドロ以前にすでにデリクールの建言書の中に明示されていた。デリクールの論文が書かれた頃、地方の書籍商たちは、パリの書籍商たちが享有した後で期限が切れていた特認を、今度は自分たちに与えて欲しいと要求していた。デリクールはこれを拒けるために、まず作品の所有権を特認と区別することで、国王の恣意とは切り離されたところに所有権を設定する。国王でさえ、すでに或る者によって獲得されている所有権を他者に与えることはできない。したがって、作品の所有者に与えられた特認を、その所有者以外の者に与えることはできないと主張したのである⁽⁵⁰⁾。

また、これと同様の主張は『百科全書』の「複製権」の項にも記されている。特認に期限が付いているのは、その失効後に君主がそれを別の書籍商に与えるためなのだという地方の書籍商たちの主張に対して、ダヴィッドは「彼らは間違っている。君主は持ってもいない所有権を誰にも与えることはできない」。「幾人かの人々はそう思っていたようだが、書籍商の権利をなしているのは、特認ではない。作者の権利の譲渡である」と述べている⁽⁵¹⁾。ダヴィッドがデリクールの論文を参照してこの項を書いたかどうかは確認できないが、たとえ読んでいなかったにしても、デリクールの用いた論法が一種の常套としてパリ書籍商組合の構成員たちの間に浸透していたことは十分に考えられる。

デイドロにしても、情報源は書籍商組合であったと思われるが、特にデリクールに関しては『出版業に関する手紙』の中に次のような記述を見ることができる。

私があなたにこれを書いている最中に、私はこの主題に関してきわめて著名な法律家による印刷された建言書があることを知りました。デリクール氏のことです。私はそれを読み、私も彼と同じ考え方をもち、お互いに同じ結論を引き出していることを知って満足感を覚えました(511)。

デリクールに言及するこの箇所は、デイドロの自筆原稿の欄外に書き込まれたものである。プルーストが述べているように、それが加筆のどの段階で挿入されたのかを知ることはできないが、いったんオリジナルテキストを書いた後で書き加えられたことはたしかであろう。そして問題が特認と所有権の区別に関係する箇所にこの一文が挿入されたことは興味深い。例えば挿入された文の直後には次のような言葉が見られる。

周囲の状況が法律を有害なものとしている場合には、その法律を廃止することができる君主が国家理性によって特認の継続を拒否することができるのは明らかです。しかし、君主が特認を譲渡あるいは分配する権利を持つような場合があると想像するのは困難です (511)。

このように、出版特認の性質に関するデイドロの考え方は、デリクールやダヴィッドのそれと一致している。まず特認と所有権を区別し、前者は後者を保証するものとする。次に、所有権が国王の権限の埒外にあることを確認することによって、それを保護する特認もまた、国王が恣意的に他者に譲渡することはできないと主張したのである。

作品の所有

フランス旧体制期の法制度の中では、著作物に関して所有あるいは権利という概念が用いられることはなかったし、また認められてもいなかった。そのような状況下でデイドロは著作物の所有についてどのような考えを持っていたのだろうか

か。

第二部のはじめで特認と所有権を区別するべきであると主張したデイドロは、その直後に次のように述べている。

すべての同業者組合を解体してしまいなさい。すべての市民に彼らの能力をその好みと利害にしたがって用いる自由を返してやりなさい。すべての特権、出版特認でさえ廃止してしまいなさい。私はそれに同意します。売買契約に関する法律が存続するかぎり、すべてはうまくゆくでしょう。

英国にも書籍商はいますが、書籍商組合はありません。印刷本はあっても、特認はありません。それでも海賊版を作った者は盗人の汚名を着せられ、この窃盗行為は裁判所に訴えられ、法律によって罰せられます。(…)何故なら英国では畑や家を買うことも、原稿を買うこともまったく同じことだからです(509)。

同業者組合や特認の廃止を示唆するこの箇所は、『出版業に関する手紙』の中でも、もっとも革新的な箇所の一つであり、当然のことながら、この三行はル・ブルトンの『進言』の中では削除されている⁽⁵²⁾。とはいえ、デイドロの結論の中にそのような提案は見られないばかりか、特認制度の強化が訴えられていることを考えれば、これは特認と所有権の区別を力説するための誇張と捉えるのが妥当であろう。いずれにせよ、その後には英国の例⁽⁵³⁾を加えてデイドロが言おうとしているのは、特認制度や組合制度がたとえ存在しなくても、所有権さえ守られていれば出版業を守ることができるということである。そして、この所有権の概念を明らかにするために、デイドロは次のようにまず作者の権利を主張するのである。

精神の作品、人間の教育や学問、徹夜仕事、その時間、その研究と考察の唯一の成果、その人の人生で最良の時間や最良の瞬間、その人自身の考えや、その胸に起こる感情、その人のもっとも尊い部分、決して減びることなく、その人の名を不朽にするこの部分、そうしたものすべてがその人のものでないなら、人間が所有することのできる財産とはいったい何であろう。人間、その人の実体そのもの、その精神と、はじめに自然が万人に平等に与え、各人がそれを耕すこと、すなわち所有の合法的な第一の方法によってのみ自分のものにした畑や牧場、樹木や葡萄畑との間にどのような比較ができるだろうか？ 贈与あるいは売却によって自分のものを処分する権利を作者以上に持つものがあるだろうか？

ところで所有者の権利は買い主の真の尺度である(509-510)。

デイドロはこのように述べて、人がその営為によって精神を培い生み出した作品は、土地を耕すことで人々が生産する農作物にも優ってその人の所有物であると主張している。著作物にふくまれる精神的な要素をこれほどまでに強調し、その所有権を主張しているのだから、著作者の権利はそれを買取る書籍商の権利にも優越しているという考えがそこから導き出されても不思議ではないだろう。しかしながら、引用した最後の一行にも見られるように、デイドロはそうして定義した作者の揺るぎない所有権を、書籍商の権利の尺度としている。その数行先でその考え方はさらに明らかになるだろう。

繰り返して言いますが、作者はその作品の所有者です。そうでなければ、社会の誰も、自分の財産の所有者ではなくなってしまいます。書籍商は作者がその作品を所有していたのと同じように作品を所有します。彼には好きなだけ版を重ねてそれを活用する押しも押されぬ権利があるのです。したがって、彼がそうするのを妨げることは、農業者にはその土地を荒れ放題に放置し、家主にはその部屋を空のままにしておくことを強いるのと同じように馬鹿げたことです(510)。

作品を土地や家屋と同様に所有の対象と見做し、作者の所有権を主張することによって書籍商の権利を主張するという論法は、英国の書籍商たちが18世紀の初め以来繰り返していたものであることはすでに見たとおりである。デイドロが用いているのもまったく同じ論法であるが、それはまた、デリクールがデイドロより数十年も前に述べていたことでもあった。

デリクールによれば、作者の個人的な営為の成果である著作物は、人間が社会において労働から獲得する他の利益と同様に、常に、永遠にその作者の所有物である。また著作物が社会にもたらす利益はきわめて重要なものであり、あらゆる生産物の中でも第一位に置かれるべきものである。したがって、文学作品はそのすぐれた価値のゆえにこそ、商品として流通し、人々に伝えられる必要がある(前掲書 p. 60-61)。そこから以下のような結論が導き出されることになる。

作者がその作品を譲渡するのが適当だと判断した者たちは、その時から作者が彼ら

に譲渡したものに対する作者のあらゆる権利を取得することになる。したがって、宗教、国家の法律、あるいは個人の利害に反するなにもも含まない原稿を取得し、それを印刷するために特認を取得した書籍商とその子孫たちは、彼らが取得する土地や家屋についてと同様に、永遠にこの作品の所有者であり続けるべきである(同書 p. 63)。

これと同じ論旨はダヴィッドの「複製権」の項にも見られるが⁽⁵⁴⁾、そこからわかるように、作者の所有権に関するデイドロの主張のほとんどはデリクールやダヴィッドのそれに一致しており、そこにデイドロ独自の考えは見当たらない。ただ一つ、作者を作品の所有者と見做す根拠として、作品の個人的性格を特に強調したことはデイドロの論文の特徴と言えるかもしれない。「その人の人生で最良の時間や最良の瞬間、その人自身の考えや、その胸に起こる感情、その人のもっとも尊い部分、決して減びることなく、その人の名を不朽にするこの部分」という言葉に示されているように、デイドロはひとりの人間のもっとも深いところから発する精神的で人格的な要素を著作物の定義の中に汲み入れたのである。

とはいえ、そこから著作者人格権のように譲渡不可能な権利の概念が導き出されることはついになかった。デイドロによれば、作者がその作品に対して持つ権利は、彼の人格に発するきわめて個人的なものであるからこそ不可侵なのであり、そのためにますます十全に譲渡可能なものとなる。つまり、作者の所有権が絶対的であればあるほど、作者がそれを手放す権利も絶対的なものとなるのである。デリクールやダヴィッドは、作品の個性的側面をデイドロほど強調していないが、同様の逆説的な論法を用いていることに変わりはない。また、その点で、彼らの考え方は、次世代の哲学者カントのそれと一線を画していると言えるだろう。

デイドロの死の翌年に書かれたその論考⁽⁵⁵⁾の中で、カントは著作物を作者の言説行為そのものと考え、美術品と区別している。それによれば、美術品はそれ自身で存在する物としての存在をとることができる「作品」*opus*であるのに対して、著作物は作者の人格の中にしか存在することができない「行為」*opera*とされる。この考えにもとづいて、カントは誰にも譲渡し得ない「もっとも個人的な権利」(*jus personalissimum*)を作者に与えたのである。しかしデイドロは、彼の作品を、その人格的要素をも含めて、土地や家屋、あるいはカントの言う「作品」のよう

に譲渡可能な「物件」と見做し、その十全な所有権を書籍商が享有することを認めたのである。

ラ・フォンテーヌの孫娘事件

1761年9月の諮問会議決定は、ラ・フォンテーヌの『寓話』の特認をその孫娘たちに与えることを正式に認めた。作者は生前にその原稿を譲渡していたとはいえ、作品の特認はすでに期限が切れていたし、復刻本の特認に関しては、原則としてその更新や延長はできないことになっていたのだから、書籍商たちにもこの裁定に抗議する正当な理由があったとは言えないだろう。しかし書籍商たちは、彼らがい取った作品の所有権を根拠に、無期限で特認を用いる権利を主張していた。政府はそうした書籍商たちの要求をきっぱりとはねつけたのである。そのような裁定が下されたことは、作者たちにとっては喜ぶべきことではあらずである。期限が切れた特認が再び作者の側に与えられ、それによって作品の所有権が戻ってくるのであれば、作者は再びその作品から利益を得ることができるようになるだろう。ところが、デイドロはこの決定に激しく抗議しているのである。

作者の子孫に対抗して商人の弁護をすることは、私の立場の人間がすることではありません。しかし、たとえ自らの利益に反してでも、正義を認め、真実を述べることは、正しい人間のすることです。また、私は子供たちにほんの僅かな財産と名声しか残してやれませんが、彼らが私の死後に書籍商から金を巻き上げるための情けない手段を取り上げないでおくことが私自身の利益なのかもしれません。けれども、万一彼らが、あさましくも当局に訴えて、あのような不正をはたらくようなことがあったら、私はこう言ってやるでしょう。私が彼らに教えた良心は彼らの心からすっかり消えてしまったに違いない。何故なら彼らは、所有に関する法の中でもっとも神聖なすべてのものを、金のために踏みにじっているからだ。私は自分の作品の出来不出来にかかわらず、その所有者だと信じていたし、明らかにそうであった。そして私は人から強いられたわけでもなく、自分の意志でそれを譲渡し、自分で決めた金額を受け取ったのだ。私が先祖から相続したもののうちで、彼らの教育のために手放さなければならなくなるだろうわずかな葡萄畑や牧場もまた、彼らのものではないのだ。どうするべきか、自分たちで考えるがよい。私が譲歩した時に私がどうかしていたと宣言するか、あるいは彼らがひどい不正を犯したことを自ら認め

るか、どちらかだ (505-506)⁽⁵⁶⁾。

ここには、作者の立場にありながら、その対極に立って書籍商たちの権利を擁護しなければならぬことに対する苦悶がにじみ出ている。もしもラ・フォンテーヌの孫娘たちの権利を正当化することができたなら、デイドロはその子孫にも同じ権利を残してやることができただろう。できることならそうしてやりたいという気持ちをデイドロは隠していない。しかも、その可能性は諮問会議によって示されていたのである。しかしデイドロはそれを否定しなげればならなかった。それは単にパリの書籍商たちの利益を守るためだったと考えるべきではないだろう。デイドロはル・ブルトンが『進言』を提出した後も発表を意図して『出版業に関する手紙』を修正し続けたが、この箇所はこの文面のまま残されたのである。デイドロの考えを縛っていたのは、むしろ彼自身の中にあつた法解釈だった。デリクールをはじめとする書籍商側の論者たちと同様に、デイドロは文学作品を土地や家屋などの物質的財産と同一視することで作者の権利を正当化しようとした。その結果、彼は書籍商たちにも作者と同等の所有権を認めないわけにはいかなかったのである。

マルゼルブとデイドロ

作者自身の言動がそのような法解釈に規制されていたのに対して、出版を統制する側にあつたマルゼルブをはじめとする行政官たちの間には、より近代的な考え方が浸透しつつあつた。父親ラモワニヨン大法官の失脚にともない、1763年に統制局長を辞任したマルゼルブは、官憲の側に立ちながら『百科全書』を擁護し、また出版の自由に関する論文を書いたことでも知られている。また、これについてはあまり知られていないが、問題の『寓話』の特認をめぐる騒ぎの火付け役になつたのもマルゼルブであつた。以下では特認制度に関するその意見をデイドロのそれと比較してみたい。

出版制度に関するマルゼルブの主な著作としては、統制局長在任中に書かれた5つの論文から成る『出版論』と、1788年に書かれたとされる『出版自由論』

(57) が挙げられるが、どちらも出版取締りのありかたに主眼を置いたものであり、その中で特認制度や作品の所有権に関する問題は意外なことにほとんど話題になっていない。その一方で、グロクロードがその存在を指摘した⁽⁵⁸⁾ サン・プリエ宛のマルゼルブの手紙は、特認に関する重要な記述を含んでいる。当時、サン・プリエはラングドックの地方長官であり、そこでの出版行政に関してマルゼルブの意見を求める手紙を書いていた。以下に引くのはそれに対する返書であるが、その中でマルゼルブは、ラ・フォンテーヌの特認をめぐる書籍商たちの主張に対して次のような意見を述べている。

しかし今日では、パリの書籍商たちは、ある作者の作品に対して権利を持っている場合には、その作者がたとえ百年前に亡くなってもその作品の所有者であり、政府は不正を犯すことなく第三者に同じ作品の出版許可を与えることはできないことを論証しようとしています。それだけではありません。いったん特認を取得したということから、作者は彼らの言う作者の権利のすべてを彼らに譲渡したのであり、ゆえに彼らがそれを享有するべきだと結論しているのです。この説はまったく馬鹿げていると思われましたが、一時期それが非常に力説されていたので、私はそれに反論すべきだとは考えませんでした。今では事態は変わってきており、そこで私は、飢え死にしそうになっているラ・フォンテーヌの孫娘たちに『寓話』の特認ではなく出版許可を与える措置をとったのです。期限が切れていた特認をかつて所有していた書籍商たちは、作者から譲渡を受けたという主張もできないのにそのことに異議を申し立てましたが、滑稽なその訴えは最初の裁定で棄却されました。そこで書籍商組合はそれらの書籍商たちのために一団となって問題に介入し、今や問題は諮問会議で係属中になっています。その決定を見た上で、特認についての態度を決めるべきでしょう⁽⁵⁹⁾。

マルゼルブはこのように述べて、作品に対する書籍商の権利が作者のそれと同等であるとする考え方をはっきりと否定している。それより二年ほど前に書かれた『出版論』の第四論文にも、「作者の才能の結実であるその作品は[書籍商よりも]さらに正当に作者に帰属するものとして、また、彼が自由に用いるのがもっともふさわしい財産として見做されるべきではないだろうか？⁽⁶⁰⁾」とあるように、マルゼルブは作者の所有権を書籍商のそれに優越するものと考えていた。それゆえ書籍商が作品の版權を無際限に所有するという主張は、彼にとって「馬鹿げたこと」(absurde)と映ったのである。パリの書籍商たちをあれほどまでに動揺させ

た『寓話』の特認事件も、マルゼルブのそのような考えが引き起こしたことだったのである。

ところで筆者が参照したマルゼルブの手紙の欄外には、受取人であるサン・プリエの考察が書き込まれているが、この件に関してサン・プリエは、『寓話』の特認に関する諮問会議の次の決定がパリの書籍商たちの思い上がりをすっかり打ち砕いてくれることを願っていると語った上で、次のように述べている。

彼らは作家たち、特に貧しい作家たちに一種の虐待を行っているのですから、それを処罰し、才能あるものたちに打撃を与えている横暴を制圧するべきです⁽⁶¹⁾。

このように、一部の書籍商だけの利益を保護する特認制度が「出版業の禍根⁽⁶²⁾」であり、作者こそが作品の主たる所有者だということは、サン・プリエやマルゼルブのような行政官にとってはすでに自明のことであった。だからこそ政府は『寓話』について、それまでの慣習を覆すような決定を示したのであった。

特認制度と作者の地位

そうした動きにもかかわらず、ディドロは出版業に関する長い考察の結論として、第一に旧来の特認制度を強化することを訴えている(544)。行政者自身がこの制度を問題視していたことを見てきた私たちにとって、また『百科全書』が自由経済を阻む専売特許制度をくりかえし攻撃したこと⁽⁶³⁾を想起する私たちにとって、このことはきわめて不可解である。ディドロ自身もそうした反応を見越して次のように書いている。

あらゆる拘束は商業にとって有害であることが経験と良識から証明されている時代に、特認だけが出版業を支えることができるなどと主張するのはずいぶんとおかしい逆説なのかもしれません。しかしこれ以上に確かなことはないのです (...)(508)。

特認制度の強化を訴える第一の理由として、ディドロは、出版における業者間の競争は版本の質を低下させることになることを繰り返し指摘している。すぐれ

た書物を作るには多くの資金と手間がかかる一方で、文学作品は他の製品と違って売れ行きを予測することが非常に難しい。したがって書籍商は作者から原稿を買取る際に大きなリスクを背負い込むことになる。その業者を保護してあげなければ、出版と同時に他の業者が海賊版を安く大量に売り出し、それよりもはるかに高価なものの版は売れ残ってしまい、書籍商に莫大な損失をもたらすことになる。特認制度が不十分であったり、あるいは廃止されたりすれば、誰も良質な書籍を作ろうとしなくなり、その結果、出版業界だけでなく、学問の世界をさえ荒廃させることになる。デイドロは言う(514-518)。

また、第二の理由として、自由競争のためのコスト削減は、作者に支払われる原稿料を減少させ、作者から創作意欲を奪い、ひいては学問全体に打撃をもたらすことになる。と主張している。

それらの法律を廃止してご覧下さい。取得者の所有権を不確かなものにしてご覧下さい。この的外れな制度のしわよせは作者にもまわってくることでしょう。書籍商は危惧することでしょう。そのライバル業者が私の才能を試す危険を冒さずに、初版のための前払い金をあえて払うこともなく、私に何の報酬も払わずに、やがて、6年後、あるいはそのやり方によってはもっと早く彼が買い取った作品を享有するようになるのではないかと。しかも私に現在のような知名度がなかったなら、私は自分の作品からどれほどの利益を引き出せるというのでしょうか。

著作物がもたらす利益は今でもごく僅かにすぎません。さらに少なくなるとしたら、いったい誰がものを考えようとするのでしょうか(532)。

ものを書いて収入を得ることに対する偏見がまだ根強く残っていた時代に、作家がこのように公然とその利益に言及した例はほとんど見られなかった。その意味でデイドロのこの言葉は革新的的だと言えるだろう。しかし、出版業者の利益を作家のそれに結びつけ、その運命共同体の中に学問全体を引き入れるという論法は、すでに作家以外の人々によってはるか以前から繰り返されてきたことも事実である。デリクールはその論文の後半で、特認の期限終了後にテキストを共有物とすることに反対する理由として、第一にそれが法に反すること、第二にそのために生じる不都合があることを挙げている。また、その不都合として、まず出版業が荒廃すること、次に作者に報酬を支払う者がいなくなること、さらには競

争して価格を下げようとするばかりに書籍の質が劣悪化することも述べて、出版業と学問の相互的な関係を強調しているのである⁽⁶⁴⁾。

そのような状況において、作家たちが作品を売れなくなり、彼らにとって必要な金銭的援助を仕事から引き出すこともできなくなると、落胆し、仕事をしなくなるのは明らかです。そうなれば学問は死に絶え、印刷術誕生以前の暗黒の世紀がふたたび巡って来るでしょう(デリクール前掲書、p. 70)。

こうした主張はデリクールが初めて行ったわけではなく、それ以前にも主に英国で繰り返されていた。ロンドンでもパリでも、長い間市場を独占し続けた書籍商や彼らを弁護する法律家たちは、同じ議論を綿々と繰り返したのである。

この議論の中で注目すべき点は、作者の営為が、書籍商のそれに完全に従属するものとして示されていることである。フルチエールやトレヴーの辞書によれば、その時代に作家 (auteur) と言えば、「書物を印刷させた者」を指すのが普通であった。両方の辞書の中に見出される *faire imprimer [quelques livres], se faire imprimer* という使役の表現は、特にこの時代に頻繁に用いられたが、この使役は当時の作家の依存的な存在様態を反映していると言えるだろう。作品を書いた者、すなわち「作者」が「作家」になるためには、書籍商の介入が必要不可欠であった。

書籍商たちが繰り返し、ディドロも採用している一連の主張の中に、こうした作家のあり方に対する疑問は見られない。しかもディドロは、特認制度を国王の庇護政策の一つと見做して評価していることに注意しなければならない。

知識の普及と進歩はまた、無数の多様な方法で示された君主たちの不断の庇護に多くを負っています。そうした庇護の中には、厄介な状況が出版業を混乱させるために必要とした賢明な諸規則がありますが、相当に悪意があるか、恩知らずでなければ、そのことに言及せずにいることはできないでしょう。

それらの規則の中に出版特認に関する規則を認めるためにはそれほど鋭く注意深い観察眼はいりません (...) (529-530)。

作家として作品の所有権を主張しながら、ディドロはこのように述べることによって、結局は作者の営為とその作品を書籍商中心のシステムの中に置き、そのシ

ステム全体を君主の庇護の下に委ねたことになる。

啓蒙思想家ディドロが示したこの古典的な図式に、私たちはふたたびマルゼルブの意見を対比させることができるだろう。行政官がサン・プリエに宛てた書簡の中には次のような言葉が見出される。

特認についてのあなたの考え方に私もまったく賛成です。特認は出版業の禍根だと私は思います。

上質な版本を優遇する必要性はほとんどなかったか、一度もなかったくらいです。

作家たちにその仕事の代価を支給する必要性については議論をする価値があるでしょう。また、作者のための補償は、異なる行政機構の中に見出されるかもしれません。⁽⁶⁵⁾

特認制度には書籍商たちが主張しているような必要性や効用が認められないという出版行政の専門家の意見は注目に値する。また、マルゼルブが作者の報酬を「異なる行政機構」の中に見出そうとしていることはさらに重要である。その具体的な方策に関する言及はここには見られないが、作者にもその作品を販売する権利を与えるべきだという『出版論』の主張⁽⁶⁶⁾をその一例に数えることができるだろう。それまで作家は書籍商の営みに依存してしか存在することができなかった。しかし、人々がそれぞれの権利に目覚めようとしていた啓蒙の世紀において、この行政官はそのような出版業のあり方が時代の要請から逸脱していることに気付いていた。彼が批判した特認制度から書籍商が独立してその営みを確立する必要があったように、作者もまた書籍商の支配から切り離されたところでその生活を保障される必要があると考えたのである。

『出版業に関する手紙』以降の論者たち

マルゼルブと同様の考え方は、出版統制局の後継者たちの間にも浸透していた。出版検査官デムリは、1764年8月に特認制度の弊害についての建言書をサルティエヌに提出したが、その中で、期限が切れた特認を作者に返すよりは、特認を書籍商に譲渡せずにはち続けることを作者に奨励し、同時に作者が書物の販売

に参加できるよう制度を緩めることを提案したのである。サルティーヌはデムリの意見をすぐには取り入れなかったが、最終的には作者の自立を助ける方向に動くことになる。デムリが提案したとおりのことをやってのけたリュノ・ド・ボワジェルマン⁽⁶⁷⁾に対して、その行動を実質的に支援することになるからである。リュノはかねてから『百科全書』を刊行した特権的書籍商たちを批判していたが、彼に賛同するパリの弱小書籍商たちの協力を得て、1769年に三つの作品を自家出版した。すなわち、作品の特認を書籍商に譲渡せずに自費で印刷させたのである。しかし、事態を察知したパリ書籍商組合は、リュノの行為を「出版法典」に反するとしてその書籍を押収してしまった。リュノの直訴を受けたサルティーヌは、作者による出版行為の可否にはふれずに、書籍商組合の押収が警察の許可を得ずに行われたとして、押収した書籍の返却を命令したのである⁽⁶⁸⁾。

作者に書籍商から独立した権利を与えようとする考え方は、こうして行政者たちの間で次第に明確化すると同時に、リュノ・ド・ボワジェルマンをはじめ、フヌイヨ・ド・ファルベール、ランゲなどの二流作家たちによっても主張されるようになる。とはいえフヌイヨにしても、リュノやランゲにしても、要求したのは作家がその作品を自ら印刷させ、販売する権利であり、作品の所有権については、土地や家屋の所有権と同一視するデイドロや書籍商組合の考え方を踏襲していた⁽⁶⁹⁾。

しかし、当時の作者たちが全員同じ意見に収斂していったわけではない。ほとんどの作者は何の発言も残さなかったし、またリュノ等とは正反対の意見を述べたコンドルセのような人物もいた。

コンドルセは1776年に書いたとされる「出版の自由についての断章⁽⁷⁰⁾」の後半で特認や著作物の所有についての意見を述べているが、その中で著作物の所有と畑や家具などの財産所有はまったく性質の異なるものであることを指摘して、デイドロをはじめとする所有権支持者たちの議論の根幹を覆そうとする。

人は最初にその人が書いたのと同じことを他の人が書くことを妨げる権利を持っているだろうか？解決すべき問題はこれである。畑は一人の人間にしか耕すことができず、家具は一人の人間だけに役立つ。したがってそれを専有することは物の本性に基づいているが、著作物の所有とそうしたものの所有との間にはいかなる関係もあり得ないとわかるのである。したがってそれは、自然の秩序に由来し、社会の力によって擁護される所有ではなく、社会そのものによって創始された所有であ

る。それは真の権利ではなく特権である (...) ⁽⁷¹⁾。

物の用途という観点から所有権の性格を考察するコンドルセによれば、著作物は一人の人間の専有物であってはならない。精神の所産である著作物は万人に共有されるべきだからである。したがって著作物について存在し得るのは所有権ではなく特権ということになるが、コンドルセはその特権も、著作物を複製したり、複製された書籍を手に入れたいと望む人々の自由を妨げ、かつ書籍の価格をつり上げるといふ点で不当であり、啓蒙精神の進歩の妨げになると主張している。

とはいえ、コンドルセは作家の報酬の必要性を否定したわけではなかった。特認制度を否定した上で ⁽⁷²⁾、その代わりに予約購読システムを採用し、それを収入源とすることを提案しているからである。その後コンドルセは革命政府の中で憲法制定に関与することになるが、それまでの論者たちが一様に依拠していたデリカールの所有権観に対立するその意見は、結果的に新しい著作権法にも重要な影響をもたらすことになった。

1777年の王令と1793年の著作権法

フランスの法制度がはじめて作者を一種の権利者と認めたのは、ルイ16世治下の1777年8月に布告された「出版特認に関する諮問会議決定」の中でのことである。その前年に書かれたコンドルセの論考が諮問会議に届けられたかどうかは不明だが、結果的にその意見がほとんど取り入れられなかったことは、この新制度の内容からも明らかである。逆にマルゼルブをはじめとする行政官や、リュノなどの作家たちの主張は部分的に取り入れられた。

この取り決めの第5条は次のように作者の権利を規定している。まず、本人の名義でその作品の特認を取得したすべての作者は、その作品に限って自宅で販売する権利を持つこと ⁽⁷³⁾。次に、作者が特認を書籍商に譲渡しない場合には、作者とその相続人は永久的に特認を享受できることなどである。一方、書籍商に譲渡された特認の有効期間は作者の存命中に限られることが定められた。旧来の出版関係法によって出版業から完全に閉め出されていた作者は、こうして自分の作品から物質的な利益を得る権利をはじめ法的に認められただけでなく、その権利

は書籍商のそれよりも優先されるものと規定されたのである。その根拠としてこの条文の序言は次のように述べている。

国王陛下はその諮問会議において特認の期間と著作物の所有権に関するパリや地方の複数の書籍商それぞれの陳情書の内容報告を受けた結果、次のようにお認めになった。すなわち、出版業における特認は正義に基づく恩恵であって、それが著者に与えられた場合には、その働きに報いることを目的とし、書籍商がそれを取得した場合には、前払い金の返済と費用の弁償を保証することを目的とするものであるということ。特認を発生させる諸々の理由の中に存する相違は、その期間についても相違をもたらすのが当然である。作者はより長い期間にわたる恩恵を保証される権利を持つことは疑い得ないし、その一方で、書籍商は彼が受ける優遇がその前払い金の額やその企画の重要性に見合ったものであることを不満に思うはずはない。とはいえ、著作物の改良のためには、書籍商の取引相手である作者が生きている間は書籍商に寵遇を享受させておくことが必要である。しかし、それよりも長い期間を与えれば、恩恵の享受を権利の所有に変えることになるだろうし、その期間を定める法文の内容に反して寵遇を永続させることになるだろう。また、そのことは一人の書籍商を永久に或る書物の価格の唯一の決定者にしてしまうことだろう。さらにそのことは、地方の書籍商たちに彼らの印刷機を用いる合法的な手段を拒むことによって、悪弊と偽造の根源を存続させることになるだろう⁽⁷⁴⁾。

諮問会議はこのように述べて、作者と書籍商は異なる根拠に基づいて特認を与えられるものとし、それによって両者が取得する特認の内容も異なるものと規定した。したがって、それまでパリの書籍商たちが主張し続けた永久的所有権は、この裁定によって完全に否定されたことになる。

この裁定の性質とそれが下された経緯は、1710年のアンヌ法の場合と非常によく似ている。ただし、著作権法と特認に関するこの新制度の間には重要な違いがあった。1710年の英国は著作権を「権利」として認めていたのに対して、1777年のフランスは依然として特認を国王が臣下に与える恩恵(*grâce*)あるいは寵遇(*faveur*)としていたことである。しかも、この特認制度は英国が約1世紀も前に廃止してしまった事前検閲制度の上に立つものであった。1777年の裁定の第1条は「いかなる書籍商、印刷業者も前もって特認あるいは大型王璽で封印された書状を取得せずに新刊書を印刷したり印刷させたりすることはできない」とし、1566年の王令第78条の内容をほぼそのまま繰り返すことによって、検

閲制度が依然として健在であることを示している。つまり、褒賞の対象として初めて作者に言及したこの法令も、そうした旧制度を基盤としていたのであり、当局が出版を認めない書物の作者には依然として何の権利も認めるものではなかったのである。

そうした留保にも関わらず、この裁定がフランスの出版業の歴史の中できわめて重大な意義を持つことは言うまでもない。作者とはそれまで作品を書くだけの存在であり、作品を印刷し流通させ、そこから利益を引き出す仕事はすべて書籍商をはじめとする業者の領域に入っていた。したがって、文筆を生業として営むことは、法制度によっても、また知識人たちの意識の中でも承認されていなかった。この裁定は作者にも作品を販売する資格を与え、また何より書籍商に優る権利を与えることによって、そうした認識を変革させることになったのである。ここに来て作者ははじめて近代的な作家、つまり自律的に経済生活を営む職業人として生きることを公に認められたことになる。

フランスの出版業界を支配した旧体制時代は、大革命によって完全に幕を閉じた。特認を含むすべての特権は撤廃され、検閲制度も廃止された⁽⁷⁵⁾。その結果、書籍商や作者の利益を保証するものは何もなくなくなり、出版界は一時的に無政府状態に陥ることになる。海賊版が横行し、それまで特認制度に支えられていた書籍商の中には破産するものが相次いだ。また市場には誹謗文や扇動的な文書が溢れかえったという。

それから約4年間に及ぶ論争⁽⁷⁶⁾の後、1793年7月に著作権法は成立した。それによれば、すべての作者はその存命中にその著作物を自ら、あるいは第三者を介して独占的に販売する権利とその権利を譲渡する権利を専有すると定められ、またその相続人についても著作物の所有権を10年間占有する権利が与えられた。こうして著作権の保護期間は英国の著作権法のそれをはるかに上回る結果となったが、期限が定められたことでコンドルセ的な共有の理念も生かされている。また、作者はフランスの法制度においてはじめて権利者として規定された。これによって、すべての作者はようやくパトロン制からも書籍商の支配からも解放され、一個の経済単位として自立する、つまりは近代的な「作家」となる基盤を与えられたのである。

*
**

作家デイドロの逆説

18世紀前期から後期にかけての出版制度の推移の中にあらためて『出版業に関する手紙』を置いて見ると、作品の所有に関するその意見は、啓蒙哲学の主導者という役割には一見不似合いな、保守的なものにとどまっていることが明らかになる。たしかにデイドロは作家による作品の所有を訴え、文筆活動から金銭的利益を引き出すことを公然と主張した最初の作家の一人であった。また、職業作家を軽蔑する風潮が根強く残っていたにもかかわらず、次のような言葉も残している。

このような条件で人生のもっとも美しい数年間を赤貧のうちに悩み苦しみ、書物の上でやつれてゆくなどということをいったい誰が望むだろう？ 諸君よ、書齋を出て行こう。才能に誉れも自由もないのなら、筆を折って技術工芸の道具をとろうではないか(533)。

それ[所有権]がなければ、文人の賤しく惨めな境遇はどうなることだろうか。いつまでたっても自立できない文人は、未成年期が決して終わらない愚かな子供のように扱われることだろう(510)。

しかし、このように言うデイドロがその同業者たちに示した作家の生き方は、原稿を売り渡して権利を放棄するという古い習慣にもとづくものであり、作家の経済的な自立につながるものとはなっていない。『出版業に関する手紙』の後半でデイドロは、一人の作家が生まれてから名声を得てそれなりの収入を得られるようになるまでの書籍商との駆け引きの過程を語った後で、次のように述べている。

私はありきたりな評価しか受けていないし、年をとってもいないが、私の文筆活動の成果は4万エキュにはなるだろうと思う。金持ちにはなれなくとも、生活のゆと

りぐらいはできるだろう。もっとも、この金額で長い年月を生きてゆくのでなければの話であって、それを受け取るそばから消えてなくなるのでなければ、また、時が経って生活費がかさみ、目がかすんで精神も衰えてしまう頃までにそれがすっかり使い果たされてしまわなければの話であるが。とはいえそれは励ましにはなる。それに、気前良くその埋め合わせをしてくれるほど裕福な君主などいるだろうか(531)。

J. プルーストによれば、4万エキュという額をそれまでデイドロが作家として活動した期間の約20年間で割ると、年に6千フランになる。これは刃物職人の親方であったデイドロの父親の晩年の収入に等しく、きわめてささやかな額であった⁽⁷⁷⁾。デイドロのように著名で、しかもすべての時間をなげうって『百科全書』という大企画を成し遂げた作家でさえ、安心して長生きができるような収入は得られなかった。旧体制下の出版業の慣習の中では、作品から得られる利益の大半は書籍商のものになるのが普通であったからである。そしてデイドロが示したのは、このシステムを受け入れて生きる道だった。それは書籍商を中心とする閉じられたシステムの中で依存的に存在するしかなかった古い作家のあり方であり、大革命後に誕生した新しい作家の道ではなかった。

私たちはデイドロのそうした生き方をヴォルテールのそれと比較することによって、さらに明確な位置づけをすることができるだろう。本論の冒頭で言及したように、ヴォルテールは報酬目当てに献辞を書く作家たちを軽蔑し、そうした習慣を繰り返し批判していた。しかし、有力者が作家を庇護すること自体を否定したわけではない。それどころか、ヴォルテールはルイー四世が行った学芸奨励金制度のおかげで「打算と卑屈な根性が虚栄心に捧げていた書簡体献辞はそれ以前ほど見られなくなった⁽⁷⁸⁾」と述べているし、『ルイー四世の世紀』の中でも、この政策を、ヨーロッパにおける太陽王のもっとも輝かしい功績として称賛している。つまりヴォルテールによれば、自由に学芸に専念できる環境を作家に与えるためには、ひも付きでない国王の庇護以上に有効な方法はなかった。個々の有力者による個人的な庇護は作者から精神的自由を奪う可能性があったし、原稿料で稼ぐにしても、作家の権利が保証されていなかった当時では、利益よりも煩わしさの方が多かった。ヴォルテールは『哲学事典』の「作家たち」の項に、「文人たちの中には作家でない者が多くいるが、おそらくその方が幸せである」と書い

ているが、それは「作家という職業がまねく不快感」のためであるとしている⁽⁷⁹⁾。ものを書いて活字にするために、つまり「作家」になるためには、まず書籍商中心のシステムに従属する必要があった。そうなれば作品がもたらす利益が搾取されることも、作者の精神的権利が侵害されることも、覚悟しておかなければならない。また、作者の精神が生み出した作品が一商人によって品定めされるという屈辱をも味わわなければならない。そのような目に会うぐらいなら、いっそ本など出さぬ方がましだと言うわけである。また、本を出版しない文人の次に幸せなのは、言うまでもなく、原稿料をもらわずに暮らせる大貴族や資産家、そして投資で莫大な財産を築いたヴォルテールのような強運家である。こうした作者たちは、書籍商を中心とする出版業システムを超越したところで作家になることができた。その次に来るのが、国王の庇護の下で自由な文筆活動をする文人たちであったが、それがカッコ付きの自由であったことは言うまでもない。それ以外の者は、ヴォルテールの軽蔑する「作家たち」、つまり生きて行くためなら何でも書く職業作家たちであった。

啓蒙主義の先端に身を置きながら、旧体制的なシステムに拠り所を求めることを勧めるヴォルテールのこうした考え方は、18世紀中期までの社会制度の実態を反映していると言えるだろう。R. ダントンの調査によれば、1757年から84年までの間に作家の数は倍増しているにもかかわらず、文筆だけで生計を立てられる者はほとんどいなかったし、その数は増えていない⁽⁸⁰⁾。また、18世紀中期にはパトロン制が依然として文筆家の生活の基盤をなしていたことも知られている⁽⁸¹⁾。

ディドロはといえば、日常的にデピネ夫人やドルバック男爵などの世話になっていたし、エカチェリーナ二世の庇護のおかげで一人娘の持参金を作った話はあまりにも有名である。つまりディドロは現実の生活において、パトロン制と書籍商への依存という二種類の財源を用いていた。それが、著名だが他に財源のない当時の作家の普通の生き方だったのである。

このように、啓蒙思想の主導的立場にあった作者たちが古いシステムの中から抜け出ようとしなかったのに対して、マルゼルブをはじめとする行政者たちのなかには、すでに近代的な作家の生き方を模索する動きが出始めていたのは皮肉なことである。かつて作者は作品を書いて人類に奉仕し、名誉という見返りだけを

受け取っていた。また書籍商も作品の頒布を手助けする奉仕者のひとりであった。しかし、印刷技術の進歩と読者層の拡大にともない、書物の量産体制が確立されると、出版業は莫大な利益をもたらすようになる。書籍の普及によって伝播した啓蒙思想が人々の中に権利の概念を目覚めさせ、その結果、それまでは当然のことではなかった書籍商主導の出版業が不当なものと感じられるようになる。書籍商はもはや奉仕者ではなく、作者を虐げ搾取する略奪者と映るようになったのである。この「不正」を正すためには、作者を書籍商から独立した権利者として認める必要があった。行政者たちは作者たちよりも早くそのことを口にし、訴えたのである。

もっともデイドロにしても、そのことに気付いていなかったわけではないだろう。ただ、彼には自らの利益に優先して守るべきものがあつた。それは闇を照らし出す知識と、それを普及する優れた書物であつた。彼は経済における自由競争という原則を曲げてまで特認制度を支持し、また書籍商の搾取に堪え、テキスト改竄という暴力を忍んでまで『百科全書』の刊行を成し遂げた。それは、この書物を同時代が必要としていたからであり、よりよい制度の展望も、それを待つ余裕も彼にはなかつたからである。彼は所有権を放棄することによって、書物を守り、人々の手に贈りとどけようとした。啓蒙思想を普及させるために、デイドロ自身は出版業界の因習に従つたのである。

しかし、デイドロはただこのように旧い制度の作家であることに甘んじていたのだろうか。周知のとおり、『百科全書』をはじめとする僅かな著作を除けば、デイドロの名を不朽にした作品の多くは生前に刊行されなかつた。美術批評や一部の小説は『文芸通信』に発表されたが、これは書籍商の手を介さずに、手書きの写本を選ばれた購読者に配布するという特殊な頒布形態を持つ地下文書であつた。スキャンダルを回避するという目的もあつたが、それらの作品を書籍商に売って「作家」にならなかつたという意味において、デイドロは、当時の制度に精一杯の抵抗をしていたと考えることもできる。それが、旧体制下の作者が手にすることのできた最大限の自由であつたし、ヴォルテール言うところの最も幸福な文人の生き方だつた。

以上のことをふまえた上で、あらためて『出版業に関する手紙』という作品をふりかえるならば、作品の所有の問題を考察してきた私たちにとって、これほど

皮肉な書物はない。そもそも作家を取り込む旧制度を作家自身が正当化したこと自体が皮肉であるが、そうして書かれた作品を書籍商が好き勝手に改竄してしまったことはさらに皮肉だというべきだろう。しかもル・ブルトンはデイドロの名前をどこにも記すことなく、ただ自分の名前を序文に署名し、タイトルを変えた上でこれを当局に提出したのである。おそらくデイドロから原稿を買い取ったル・ブルトンは、デイドロが『出版業に関する手紙』に対して持っていたあらゆる権利を自らに許したのである。つまり、この作品を改竄して作られた『進言』は、ル・ブルトンの専有物となったのである。

そのために、20世紀のはじめまで、『出版業に関する手紙』の原著者はル・ブルトンだと信じられていた。19世紀後半に発見されたその草稿には1767年という日付があったために、それより三年前に提出されていた『進言』の方がオリジナルで、デイドロはその改竄者だと信じられていたのである⁽⁸²⁾。それほど長い間、ル・ブルトンの「もの」になっていた『出版業に関する手紙』を再びデイドロに取り戻させたのは、ディークマンおよびプルーストによる草稿研究であった。彼らは『出版業に関する手紙』の自筆原稿に加えられた修正の跡から、原著者がデイドロであることを突き止めたのである。さらに見方を変えれば、作者デイドロを今日の読者に再発見させたのは、他ならぬ作者自身の加筆の跡だったということもできるだろう。デイドロは原稿をル・ブルトンに渡した後も、『出版業に関する手紙』を修正し続けた。作者はこうして自分の印をテキストに刻み続けることによって、書籍商のものとなっていた作品を自らに取り戻すことになったのである。

とはいえ、ディークマンがヴァンドゥル草稿群を発見しなかったなら、『出版業に関する手紙』は今でもル・ブルトンの作品と見做されていたのかもしれない。旧体制期の作者と作品の関係は、それほどに危ういものだったのである。

注

- (1) Paul Baret, *Le Grelot, ou les &c., &c., &c. Ouvrage dédié à moi. Ici, à présent* (1754).
- (2) 『鈴』にはこれ以外にも二つの序文的テキストが付されている。その一つは「巻頭

- 言] *Notice préliminaire*ならぬ「巻頭の戯言」*Sottise préliminaire*、もう一つは「何でも好きなものを」*Tout ce qu'on voudra*と題されるもので、いずれもそれまでの小説が使い古してきた序文の紋切り型をパロディー化するものである。
- (3) 例えば『哲学事典』の「作家たち」の項では、すぐれた作者が作品に含めるべきでないものの一つとして書簡体献辞を上げ、それを書く作家を「心付けをもらうのを条件に葉野菜を持って訪ねて来るカプチン会の修道士たち」になぞらえている。(Voltaire, *Dictionnaire philosophique dans Œuvres complètes*, Paris, Garnier Frères, 1878-1879, t. xvii, p. 496-497). 同様の批判は、『百科全書』の「書簡体献辞」*«Épître dédicatoire»*の項 (マルモンテル筆) にも見られる。
- (4) Article *«Droit de copie»*, *Encyclopédie*, t. v (1755), p. 146 a.
- (5) Augustin-Charles Renouard, *Traité des droits d'auteur dans la littérature, les sciences, et les beaux-arts*, Paris, 1838, p. 15-16; Eugène Pouillet, *Traité théorique et historique de la propriété littéraire et artistique et du droit de représentation*, Paris, 1908 (1879), p. 3-4; Marie-Claude Dock, *«Genèse et évolution de la notion de propriété littéraire»*, *Revue internationale du droit d'auteur*, janvier 1974, p. 145-155.)
- (6) *Œuvres philosophiques de Mr D****. Amsterdam, M.-M. Rey, 1772. 6 vol. in-8°.
- (7) *Collection complète des œuvres philosophiques, littéraires et dramatiques de M. Diderot*. Londres, 1773. 5 vol. in-8°.
- (8) La Harpe, *Lycée, ou Cours de littérature ancienne et moderne*, Paris, 1816, t. xv, p. 74-184. 初版は1799年だが、内容はラ・アルブがLycée (文芸愛好家たちによって旧体制末期にパリに設立された一種の自由大学。最初はSociété apollonienne、次にMusée de Parisと呼ばれ、1786年にLycéeの名称をとる)において1786年から88年にかけて古代から同時代までの文学について行った講義をもとにしたものである。ラ・アルブは『自然の法典』をデイドロの著作と断定する理由として、同書を含む著作集が73年 (実際には1772年) 以来出回っていたのに、74年まで生きていたデイドロが一度も同書を否認しなかったことを挙げている。(Ibid., p. 78-79)
- (9) *Œuvres de Denis Diderot, publiées sur les manuscrits de l'Auteur, par Jacques-André Naigeon*. Paris, Deterville, 1798. t. I, p. vi-vii. 『自然の法典』を含むデイドロ著作集の反響は大きく、フランスでも再版が予定されていた。その噂を聞き危機感を覚えたネジョンは、先に発表する予定だったデイドロの回顧録の執筆を中断して『著作集』の編集にとりかかった。(Ibid., p. viii-ix)
- (10) Ibid., p. vii.
- (11) *Correspondance littéraire, philosophique et critique*, éd. M. Tourneux, Paris, Garnier Frères, 1879, t. ix, p. 204-209.
- (12) Denis Diderot, *Correspondance*, Paris, Minuit, 1958, t. iv, p. 304.
- (13) Ibid., p. 301.

- (14) Antoine François Prévost, *Le Pour et contre, ouvrage périodique d'un goût nouveau* [...], Paris, chez Didot, t. iv (1734), p. 25-30.
- (15) *Le Pour et contre* [...], La Haye, Chez Isaac van der Kloot, 1733-1738, 10 vol.
- (16) Prévost, *Le Pour et contre*, t. iv, p. 26.
- (17) この点およびプレヴォーと作者の概念については以下の拙論を参照の事。「Les figures de l'auteur chez Prévost» in *L'Abbé Prévost au tournant du siècle*, SVEC 2000 : 11, p. 91-102.
- (18) 書物の生みの親としての作者の権利概念が揺るがされるようになったのは、むしろ書物の量産化が可能になり、商品価値を認められるようになった近世以降のことである。つまり、書籍商の利益追求の過程で生まれた比較的新しい認識だと言える。Cf. Renouard, *op.cit.*, I, p. 8-16. Roger Chartier, *L'Ordre des livres: Lecteurs, auteurs, bibliothèques en Europe entre XIV^e et XVIII^e siècle*, Alinéa, 1992, p. 35-67.
- (19) とは言え、作家たちの中には自ら特認を取得するものも少数ながらあったし、そのことは禁じられていなかった。また、1764年にル・ブルトンがサルティエヌに提出した『進言』(注27参照)にコメントをつけたデメリは、大法官補佐がこの報告書に関して態度表明をする前にすべての関係者がそれについて意見を述べる必要があるとし、その関係者として1. パリの書籍商各自、2. 地方のすべての書籍商たち、3. 作家や文人たちを挙げている。Cf., Malapert, *Histoire abrégée de la législation sur la propriété littéraire avant 1789*, Paris, 1881, p. 57.
- (20) ルヌアールをはじめとする研究者たちによれば、最初の特認はヴェネチアで15世紀の末に与えられた (Renouard, *op.cit.*, I, p. 107; Pouillet, *op.cit.*, p. 5)。またフランスでは1507年にルイ12世が下賜したものが最初とされている (Dock, *art. cit.*, p. 163, n. 55)。
- (21) Renouard, *op.cit.*, I, p. 109.
- (22) 実際にこの法律が施行されたのは1710年4月である。
- (23) そもそもこの法律が制定された背景には、政府、ロンドンの有力な書籍商、作家たちそれぞれの思惑と要求があった。ヘンリー8世の治世以来、1710年の法律が施行されるまで、英国の出版業界は、旧体制下のフランスと同じようにギルド制を基礎に組織されていた。1662年に施行された出版認可法 **Licencing act** はそれまでの法令を整備する形でまとめられたが、その基本はすでに見た「出版法典」とほぼ同じで、検閲制度、印刷業者の数や印刷機の数、書籍の輸入制限など、出版物取り締まりのための規定を主体とするものである。専売特許制度によって海賊版を取り締まることはもちろん、特定の書籍商、特に書籍商組合 **The Stationers' Company** の利益を保護し、これに独占権を与える代わりに出版業界の取り締まり義務を課すことで、自治的に業界を管理させようとする方法も、フランスの制度と似ている。また、出版認可法の中には作者の権利に関する言及が皆無であるところも同じであった。

そのような制度が少数の書籍商による市場の独占をもたらすことは必至であり、フランスと同様に、英国でもそれより早い時期からロンドンの書籍商組合による市場の独占が問題になっていた。それが政治的な党派と結びつく危険性が高まると、政府の中にもこの法律の更新に反対するものが現れるようになる。認可法は1693年に更新期限を迎えたが、貴族院の議員の反対に遭い、僅かに2年間だけ更新された後、1695年に失効してしまう。以後1710年のコピーライト法制定までの間、英国では事実上、出版業が自由化されることになった。それにともない検閲制度が廃止されたことは、出版の自由を訴えていたロックをはじめとする作家たちにとって歓迎すべき改革であった。(Cf., Mark Rose, *Authors and owners*, Harvard U.P., 1993, p. 32-33. 本注の内容はローズのこの書に多くを負っている。)

一方、旧法によって利益を保護されてきたロンドンの書籍商組合にとって、出版業の自由化は彼らが長年享受してきた独占権の剥奪に他ならなかった。そこで彼らは旧来どおりの特権を保証する新しい法令を求めようになる。そのために彼らを用いたのは、ストレートに彼らの権利を主張するのではなく、まず作品の所有者としての作者の権利を確認したうえで、それを譲り受けた彼らの権利を主張するという戦略だった。たとえば書籍商たちが書物の所有権を保護する法案を要求して1707年に提出した嘆願書には次のような記述が見られる。

書物の執筆に多くの時を費やし、多くの負担をしてきた多数の学識ある人々は、金銭的な対価と引き替えにその写本を売り、買い取った人に印刷させていた。しかしここ数年来そのような所有権は同じ本を印刷する他の人々によって大いに侵害されている (*Journal of the House of Commons*, vol. 15, p. 313. Cit., Rose, *op.cit.*, p. 36.)

1695年の出版認可法廃止以来、海賊版は違法ではなくなったのだから、被害を受けるのは書籍商だけでなく、書籍商から原稿料を支払われる作家にまで及ぶのは当然だろう。しかし、当時はまだ、稿料だけで生計を立てる者などほとんどいなかった時代であり、真に打撃を受けたのは書籍商や印刷業者たちだったと言われている。嘆願書のこの箇所も、作家の権利侵害を訴えながら、最終的には書籍商たちの権利の保護を求めることを意図したものであった。

こうしてロンドンの書籍商たちが「作者の権利」を盾にして議論を繰り返す一方で、彼らの市場独占を阻止しようとした政府が論拠としたのもまた、「作者の権利」であったことが知られている。そもそも出版認可法の更新に反対した11人の貴族院議員たちの意見は、同法令が「あらゆる知識と真実の情報を、貪欲で、おそらくは何も知らない認可取得者の気まぐれと欲求に委ねるものであり、作者たちの原稿の所有権を破壊し、多くの独占状態を引き起こすものである (*Journal of the House of Lord*, vol. 15, p. 280. Cit., Rose, *op.cit.*, p. 32.)」というものであった。また、1710年のコピーライト法にまず作者が権利者として規定されたのも、同様

に、書籍商組合の独占を回避するためであった。しかし、作者の所有権を絶対的なものと規定すれば、書籍商組合の思うつぼにはまってしまう。彼らはそれを根拠に、作品を買取った彼らの所有権も絶対的なものだと言い張るだろう。そこで、草案の中にあった「学びと労働の所産としての書物や著作物の疑い得ない所有権」が作者に存する、とする表現は最終的に削除され、また当初は設けられていなかった版権の期限が、後からつけ加えられたのである。

こうして成立したコピーライト法に書籍商たちが落胆したのは言うまでもない。版権を取得することで海賊版の脅威から身を守ることは可能になったが、彼らが望んでいたのは出版認可法の時代のような、出版独占権の無期限的保証であった。

1710年の法律に定められた期限が切れても初めのうちはそのことを無視して出版を続けていた書籍商たちは、1735年以降、法令の改正を求める運動を起こしたり、あるいは期限が切れた版権を要求する地方の書籍商との間で法廷闘争を繰り返すようになる。それぞれに論客を擁して戦われたそうした論争の中心となったのは、作者に与えられたコピーライトの性質を問う議論、すなわち、版権とは何か？所有権なのか、それとも単なる特典なのかという問題であった。版権の永続性を主張する書籍商たちは、作者の所有権を作者がその営為の賜物である作品に対して持つ自然の権利と見做し、それを譲渡された自分たちの権利を絶対的な所有権として主張した。それに対してスコットランドをはじめとする地方の書籍商たちは、書物の内容である考えは同時に複数の人によって共有され得るものであるため所有の対象とは見做されないとし、ゆえにコピーライトは意匠の専売特許と同様に、期限付きの特典でしかないとして反論した。さらにこれに対して版権の永続性を主張する側にいたブラックストーンは、単に観念だけが文学作品を構成しているのではない。言葉、そして文体を纏った観念がそれを構成するのであり、その同一性を保証するのだと主張して、作者の所有物たる作品の概念に初めて具象性を与えたのである。これら一連の議論の末に、王座裁判所は1769年にはじめてコモン・ローの所有権を承認する裁定を下すことになる。しかしスコットランドの控訴裁判所はその4年後にそれとは正反対の判決を下している。スコットランドでは版権は依然として一種の特典であり、所有権とは見做されていなかった。

(24) Rose, *op.cit.*, p. 67-91; Renouard, *op.cit.*, p. 233-236.

(25) Claude Marin Saugrain, *Code de la librairie et imprimerie de Paris*, Paris, 1744, p. 216.

(26) *Lettre historique et politique adressée à un magistrat sur le commerce de la librairie, son état ancien et actuel, ses règlements, ses privilèges, les permissions tacites, les censeurs, les colporteurs, le passage des ponts et autres objets relatifs à la police littéraire*. 同著作の引用はすべてエルマン版『デイドロ全集』第8巻から行う。また、本文中に訳出された同書の引用文の後に示した数字はこの版のページ数を指すこととする。(Œuvres complètes, tome VIII, édition critique annotée, présentée par John Lough et Jacques Proust, Paris, Hermann, 1976.

Abréviation : *DPV.*, VIII.)

- (27) *Représentations et observations en forme de mémoire sur l'état ancien et actuel de la librairie et particulièrement sur la propriété des privilèges, etc. etc. etc. Présentées à M. de Sartine par les syndics et adjoints, mars 1764. BN, fr. 22,183. Coll. Anisson Duperron 123.*以下では『進言』／*Représentations...*と略記する。
- (28) 詳しくは以下の論文を参照のこと：J. Proust, «Pour servir à une édition critique de la *Lettre sur le commerce de la librairie*», *Diderot studies*, III (1963), p. 335-345.
- (29) Herbert Dieckmann, *Inventaire du Fonds Vandeul et inédits de Diderot*, Genève, Droz; Lille, Giard, 1951, p. 6-8. ディークマンがヴァンドゥル草稿群から発見した『手紙』の自筆原稿に見られる夥しい加筆の跡は、レニングラード写本の異文と共にブルーストの校訂版 (*DPV.*, VIII) の中にすべて復刻されている。
- (30) J. Proust, «Pour servir à une édition critique de la *Lettre sur le commerce de la librairie*», p. 325-326. 自筆原稿は二段組で書かれており、オリジナル・テキストはその片側に、修正はもう一方の欄と行間に書き込まれているが、『進言』は修正されたテキストとオリジナルテキストの両方を含んでいる。したがって、デイドロル・ブルトンに渡したテキストは、オリジナル原稿の修正の途中でいったん清書されたテキストであったことが想像される。
- (31) Denis Diderot, *Lettres à Sophie Volland*, éd., André Babelon, III, p. 273.
- (32) そもそも『手紙』はディークマンが自筆原稿を発見するまで長い間デイドロの「作品」とは見做されていなかった。1861年にはじめて『手紙』を刊行したG. Guiffreyが用いたパリ国立図書館の写本にも、また1876年にトゥルヌーが用いたレニングラード写本にも、共に「1767年」の日付があったために、『手紙』は1764年にル・ブルトンが提出した『進言』の焼き直しであると考えられていた。つまり原作者はル・ブルトンであり、デイドロはそのテキストの改竄者とされていたのである。なお、1767年という日付の由来は明らかではないが、『手紙』に言及されている諸事件との関係からブルーストが考えたように、『手紙』が最初に執筆されたのは1763年の終わり頃とするのが適切だと思われる。(*DPV.*, VIII, 467; Proust, art. cit., p. 324-329.) その一方で、『手紙』への加筆が長い期間にわたり繰り返行われた可能性が高いことから、1767年はその作業の終わりを示すものと考えられるかもしれない。
- (33) *DPV.*, VIII, p. 467-468, p. 479, n. 3; Proust, art. cit., p. 330-333.
- (34) Louis d'Héricourt (1687-1752), «Memoire V. en forme de requête à Monsieur le Garde des Sceaux» dans *Œuvres postumes*, t. III, Paris, 1759. デリクールは教会法学者で、1712年以降はバルルマンの弁護士をつとめた。この論文の見出しには次のように書かれている。「作者の原稿の取得によりパリの書籍商たちに帰属している書物の印刷許可を地方の書籍商に与えることは正しく公平なことであるかどうか？」

- (35) マリエット(Denis Mariette)は1726年当時パリ書籍商組合の理事長であった。
- (36) 出版統制局検査官デメリ(d'Hémery)の所見は『進言』の最後(*Représentations...*, BN. fr. 22, 813, fol. 75 r°-82 r°)に付け加えられており、検閲官マラン(Marin)はそれを参考にして同書の欄外に所見を書き込んでいる(*Ibid.*, 8r°)。
- (37) *Ibid.*, fol. 8 r°-9 v°; fol. 75 r°. プルーストはマリエットの建言書についても、デリクルのそれに関しても、提出した書籍商たちが処分された事件には言及していない。
- (38) Renouard, *op.cit.*, I, p. 156-161.
- (39) 当時の出版業に関するまとまった資料を所収するアニソンコレクションのカタログ(Ernest Coyecque, *Inventaire de la collection Anisson sur l'histoire de l'imprimerie et la librairie principalement à Paris*, New York, Burt Franklin, s.d.)にも該当する資料はない。
- (40) 「マリエットの建言書」については、たとえば以下のような記述が見られる：
 (「建言書」の提出理由に関して)「パリの数人の書籍商たちには有利であるが、その他の書籍商たち、特に地方の書籍商たちにとっては甚だ有害な体制を確立するためにこの建言書の中で強調されている理由は、1726年に書籍商組合理事長マリエットと副理事長ガノー、ヴァンサンがダルムノンヴィル国璽尚書に提出した建言書から引かれたものである。」(BN. fr. 22, 813, fol. 8 r°-9 v°)。
 これ以外にも、「マリエットの建言書」との類似性を指摘する書き込みは『進言』の以下の箇所に見られる。(カッコ内に示すのは該当する『出版業に関する手紙』の場所である)。
 ・「建言書」の提出理由に関して：fol. 75 r°。
 ・フランスに確立された印刷術の歴史的概説について：fol. 75 r°. (DPV., VIII, p. 482-505)
 ・出版業に起こった最初の不都合等について：fol. 76 v°. (DPV., VIII, p. 485-490)
 ・買い主の権利は所有者のそれと同じであることについて：fol. 28 v°-29 r°. (DPV., VIII, p. 510-511)
- (41) Henri Falk, *Les privilèges de librairie sous l'Ancien régime*, Paris, 1906, p. 98-100. 同じ誤りは、ファルクが提供した資料を踏襲したクリステアの論文の中にも見られる。Liviu-N. Cristea, *Contribution à l'étude du droit d'auteur, sa nature juridique à travers son évolution. Etude de droit français*, Paris, 1938, p. 104-105.
- (42) 1759年の遺稿集に収められたデリクルのテキストと、「無署名の印刷物」との間には、綴り字法の違いが僅かにあるだけで、内容に関わるような異同は見出されない。なお、「無署名の印刷物」や、その他の草稿調査に関しては、岡山大学の山口信夫氏から貴重なご助言とご協力をいただいた。
 プルーストはこの印刷物の概要を紹介した上でその2ページ目の一部にある「第一の命題」を引用している(*art. cit.*, p. 332)が、これはデリクルの建言書の「第

一の命題」(p. 56)のテキストに一致している。

(43) Louis d'Héricourt, *op. cit.*, p. 57-59.

(44) 特認を初めて制度化した1618年の王令第26条には、「書籍商や印刷業者たちの中で、ギリシャ語あるいはラテン語で書かれた初期教会の教父たちの書や、言語を問わず古代の優れた作家たちの著作を復刻しようとする者たちを奮起させるために」特認を受けると書かれている。しかしその一方で同第33条は、特認の有効期限を過ぎた書籍については、テキストの増補がないかぎり特認を更新することを禁止している。

(45) リシュリユーが宰相に就いて以来、特にセグイエによって特認による出版業の保護政策が強化されたことは事実であるが、それ以前の特認は復刻本だけを対象としていたというのは誤りである。H.-J. マルタンは17世紀に刊行された書物に添付された特認の証書を丹念に調べ上げた結果、次のことを確認している。まず、1598年から1630年にかけて出された特認の交付対象としてもっとも普通に見られるのが新刊書であり、復刻本ははるかに稀であった。さらに例外的には、特定の作者に、その全作品に対して与えられる *privilège général* と呼ばれる特認が与えられることもあった。しかし、全体的には交付を抑制する傾向があったのに対して、リシュリユーが政権を執り、セグイエが国璽を握っていた1630年から1643年にかけては、特認を放出する傾向が見られる。宗教書や古典の復刻本などにも多数の特認が与えられたが、良質な新刊書も同様に保護された。(H.-J. Martin, *Livre, pouvoir et société à Paris au XVII^e siècle (1598-1701)*, Genève, 1969, p. 444-454.)

(46) マルゼルブは1750年から63年にかけて出版統制局長をつとめた。特認や著作権をめぐるその意見については後で詳しく述べる。

(47) *DPV.*, VIII, p. 495-496. H.-J. マルタンは政府のこの決定の目的として、テキストの正確さを保証するとともに、教義の正統性を監視するという配慮があったことを指摘している。H.-J. Martin, *op.cit.*, p. 51.

(48) それまで、政府に優遇された書籍商は無制限に特認を更新できたため、このような混同が生じたと考えられる。

(49) また別の場所でディドロは特認を「不正を犯すことなくふれることのできない真の所有権の保証でしかない(526)」とも述べている。

(50) 「以上で明らかにした原則にしたがえば、書籍商たちを彼らが刊行する作品の所有者となすのは、国王が彼らに下賜する特認ではなく、作者が書籍商から受け取る代金によってその所有権を彼らに譲渡する原稿の取得以外のなにものでもないことは確実である。

(...) 作者が常に所有者であり、したがってその作品の唯一の主であるならば、それを有効に他者に譲渡し、作品に対して作者が有していたのと同じ権利をその者に与えることができるのは、作者自身、あるいはその代理人でしかない。したがって、国王は作者の存命中、あるいは作者の相続人や受贈者がその代理をしているかぎり、その作品に対していかなる権利も持たないのであるから、たとえ特認をも

ってしても、それが帰属する者の同意なしにそれを誰にも譲渡することはできない。」 D'Héricourt, *op.cit.*, p. 56-57.

(51) *Encyclopédie*, t. V., p. 140 b.

(52) BN. fr. 22, 813, fol. 27 r°-28 v°.

(53) 実際には当時の英国にも書籍商組合は依然として存続していたし、海賊版も横行し続けていた。また、所有の概念についても、著作物が個人所有の対象になるか否かで1760年代もなお議論が紛糾していたことはすでに見たとおりである。こうしたことから、ディドロは当時の隣国の出版事情に関しては正確な知識をほとんど持っていなかったと考えられる。

(54) 「書籍商が作者から取得する所有権は、作者がその作品に対して持つ権利そのものであり、異論の余地はないものと思われる。自然の中で、所有者に対してその所有権を争うことができないようなものがあるとしたら、それは精神が生み出した作品であるはずである。(…)

(…) この場合作者は彼にとって固有のものとしてその作品を処分する権利を持つのであり、彼はその権利を用いてそれを書籍商に無償、あるいは有償で譲渡する。無償であれ、有償であれ、もしも作者が永遠に彼の所有権を譲渡するならば、もしも彼が書籍商のために永久にそれを放棄するならば、書籍商は作者がそうであったように、異論の余地なく、同じ度合いで所有者となるのである。著作物の所有権、すなわち、在庫が尽きたときに再版する権利とは、土地や年金や家屋のような取引可能な財産なのである (…)(*Encyclopédie*, t. V., p. 140 a-b.)

(55) Emmanuel Kant, *Von der Unrechtmäßigkeit des Büchernachdrucks* (1785). 邦訳：「偽版の違法について」、『カント全集』第16巻、理想社（1966）、p. 158-170.

(56) 『進言』ではこの箇所のディドロ個人に関する部分が削除され、その代わりに諮問会議決定後の書籍商たちが行った異議申し立ての内容が報告されているが、その欄外には検閲人マランによると思われる次のような注釈が見られる。

ここで述べられていることすべては、書籍商たちが権利を主張するために用いている屁理屈にすぎない。

特認とは一時的な寵遇でしかなく、家屋や土地の所有権を所有することとはまるで異なるものである。書籍商たちは商品を買取る商人でしかない。彼らが取得する特認は、一定の期間にその商品を独占的に製造し、売るためのものである。その後は国王が同じ権利を作者あるいは同じ書籍商、あるいは別の書籍商に自由に譲り渡すことができる。(…)(BN. fr. 22, 813, fol. 27 v°.)

さらにエムリが『進言』の最後につけた注釈の中にも、特認に関してこれと同じ主張が何度も繰り返されている。そこからわかるのは、政府の側にしても、特認と所有権を混同していたわけではなかったということ、しかし、それと同時に、作者や

書籍商の所有権については何の見解も示さないまま、ただ国王の恣意的な寵遇という概念を特認の中に見ようとしていたということである。

- (57) どちらも 1809 年に死後出版された。最近の版としては次のものがある。Malesherbes, *Mémoires sur la librairie, Mémoire sur la liberté de la presse*, présentation par Roger Chartier, Paris, Imprimerie nationale, 1994. また、その内容に関しては、マルゼルブについて書かれた優れた解説書である以下を参照のこと。木崎喜代治、『マルゼルブ — フランス一八世紀の一貴族の肖像』(岩波書店、1986年)
- (58) Pierre Grosclaude, *Malesherbes, témoin et interprète de son temps*, Paris, 1961, p. 179-182.
- (59) *Lettre écrite par M. de Malesherbes à M. de St. Priest le 2 septembre 1761*. BN. fr. 21832, fol. 195 r^o-v^o.
- (60) Malesherbes, *Mémoires sur la librairie, éd.cit.*, p.161. マルゼルブはここで、作者にもその作品を売る権利を与えるべきだと主張している。
- (61) BN. fr. 21832, fol. 194 v^o.
- (62) *Ibid.*
- (63) このことを指摘した J. プルーストは、boucher, soie, velours, laitonの項を挙げている。DPV., VIII, p. 508, n. 17.
- (64) D'Héricourt, *op.cit.*, p. 66-70.
- (65) BN. fr. 21832, fol. 194 v^o.
- (66) Malesherbes, *Mémoires sur la librairie, éd.cit.*, p. 161.
- (67) Luneau de Boisjermain (1732-1802). 独自の教育法に基づいてラテン語や外国語の学習書を数多く発表した。『百科全書』を出版した書籍商たちに予約購読料の一部返還を求める訴訟を起こしたことで知られる。(Cf. J. Lough, «Luneau de Boisjermain v. the publishers of the *Encyclopédie*», *SVEC.*, 23(1963), p. 115-177.)
- (68) 以上の経緯については次の論文を参照した。Raymond Birn, «The Profits of Ideas : Privilèges en librairie in Eighteenth-Century France», *Eighteenth-Century Studies*, Vol. 4, No. 2, 1970-71, p. 156.
- (69) 1760年代の終わりから70年代にはリュノ・ド・ボワジェルマンの議論に触発された二流作家たちによって次のようなパンフレットが書かれた。Fenouillot de Falbaire de Quingey, *Avis aux gens de lettres contre les prétentions des libraires*, 1770 (このパンフレットは1769年にリュノ・ド・ボワジェルマンの自家出版の試みがバリ書籍商組合に阻止されたことに抗議して書かれたものである。) ; Nicolas-Simon-Henry Linguet, *Mémoire sur les propriétés & privilèges exclusifs de la librairie*, 1774.
- (70) Marie-Jean-Antoine Caritat, marquis de Condorcet, «Fragment sur la liberté de la presse», *Œuvres*, publiées par A. Condorcet O'Connor et M.F. Arago, Paris, Firmin Didot Frères, 1847, t. XI, p. 253-314. このパンフレットが書かれた詳しい

経緯はわかっていないが、ヘッセによれば、当時の財政総監であったチュルゴに提案するために書かれたものと見られている。Carla Hesse, «Enlightenment Epistemology and the Laws of Authorship in Revolutionary France, 1777-1793» in *Representations* 30 (Spring 1990), p. 115.

- (71) «Fragment sur la liberté de la presse», *éd. cit.*, p. 308. その議論の最後で、それまでの特認が対象としてきたものは著作物の中の「くだらない」部分であったとするコンドルセは、以下のように述べて、著作物の中には「特権」すなわち「社会が創始した所有」の対象となる部分とそうでない部分があることを示している。

一冊の有益な書物があるとしよう。それが有益なのは、その中に見出される真理のゆえである。ところで作家に与えられる特認の範囲は別の人間が同様の真理を説明したり、その順序や証明方法を改善したり、展開部や結論を敷衍したりすることを妨げるところまでは及ばない。ゆえにこの有益な書物の作者は実際には特権を持っていることにはならないだろう。

したがって、特認が存在するのは単に表現や文章に対してのみである。それは物事や考えのためにあるのではなく、言葉や作者の名前のためなのである。

(…)

私は好きにだけ分点歳差の問題の解答を活字にしたり、力学の一般原理等々を解説したりすることができる。それらの有益で偉大な発見をした人が私に抗議する必要はない。荣誉は彼のものであり続けるだろう。しかし、仮に私が作者の許可なく版画を印刷したなら、私は犯罪をおかしたことになるだろう。

ここに示されている著作物の二つの構成要素のうち、個人所有の対象となる可能性がある文章や言い回しは有形の要素であり、その対象とならない考えは無形の要素とすることができるだろう。このように著作物の要素を分類することによってそれが所有の対象となるか否かを議論する論法は、1760年代の英国において、版権の性質をめぐるロンドンと地方の書籍商たちの議論の中で盛んに用いられたが、フランスではそのような概念分けは長い間なされることがなかった。デイドロは『出版業に関する手紙』の中で著作物に関してきわめて多様な要素を指摘して見せたが、それらは未整理のまま、何の基準もなく、すべて個人所有の対象として羅列されているだけであった。コンドルセの場合、それは個人所有を否定するためであったが、その考え方は革命期における著作権法制定に向けての議論に影響力をもたらすことになる。

- (72) 実社会における特認の必要性について、コンドルセはベーコンやガリレイなどのすぐれた学者たちの名を数多く挙げた上で、特認の有無にかかわらず重要な学説や発見がなされたことや、『百科全書』をはじめとする啓蒙思想家たちの著作のほとんどが特認の恩恵を借りずに世に送り出されたことを指摘して、その無用性を強調している。 *Ibid.*, p. 309-311.

- (73) 1778年7月30日の諮問会議決定により、作者は自ら選んだ書店でも特認を譲渡せずに作品を販売させることができるようになった。
- (74) Jourdans, Isambert, Decrusy, *Recueil général des anciennes lois françaises. Depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789*. Paris, 1826, vol. 25, p. 109.
- (75) 1789年8月に国民会議は旧体制下のすべての特権を廃止し、出版の自由を宣言した。また、翌1790年8月には検閲制度が正式に廃止された。
- (76) 著作権法が制定されるまでの論争を紹介するヘッセの論文(art. cit., p. 109-137.)によれば、この間に起草されて不採択になった著作権法の草案は2つある。その一つは1790年にシエイエスが提出したもので、1776年に書かれたコンドルセのパンフレットを下敷きにして書かれたと考えられている。内容は当初のコンドルセの主張とは異なり、著作物の私的所有を認める一方で、その期間を著作者の死後10年に制限することで、作品の個人所有という書籍商の旧来の主張と、万人による共有というコンドルセの理想を折衷した形になっている。もう一つの法案は1791年にヘルが起草したもので、シエイエスのものとは逆に、パリ書籍商組合の旧来の主張どおり、著作物の永久的独占権を認めるものだった。

こうした法案は激しい批判を巻き起こしたが、ヘッセはそれらの批判を次の三つのタイプに分類している。第一は、文学者ケラリオに代表される著作物共産主義とも言うべきもので、コンドルセが当初主張していたように、あらゆる特権は自由の侵害であり、著作物の個人所有は啓蒙主義の普及を妨げると主張するものであった。(Louis-Félix Guinement de Kéralio (1731-1793), *De la liberté d'énoncer, d'écrire, et d'imprimer la pensée*. Cit., Hesse, art. cit., p. 121.) 第二はかつてのパリ書籍商組合のメンバーたちによるもので、デイドロやデリケールの建言書と同様に、著作物の所有権を主張し、その独占権の永久的享有を求めるものであった。

そして第三に挙げられているのが当時のパリ最大の書籍商であったパンクークの主張である。シエイエスの法案が国民会議に提案された直後に、パンクークはメルキュール・ド・フランスに、出版行政に関する二つの意見書を発表した。その一つは1790年1月23日に発表された「同業者組合について」、もう一つは同3月6日号に掲載された書簡体の意見書で、「印刷業界の現状について／パンクーク氏からパリの書籍商・印刷業者諸氏への手紙」という見出しがついている。どちらも混乱状態にある出版界を再建するための構想を提案するもので、特に英国の自由な同業者組合のシステムを模倣することを主張している。実際にはシエイエスの法案を攻撃するような内容はまったく含んでおらず、その点でヘッセの指摘は不正確であるが、後者の意見書の後半には新しい著作権法に関する重要な意見が含まれているので、その部分を紹介しておきたい。

まず著作物の所有に関して、パンクークは「書物の所有が土地や家屋や契約書の所有とは異なること、またそれら二種類の所有を同一視することはできないということにすでに多くの組合員たちが納得していることは私も知っている」と述べている。所有権の性格の違いについての論理的な説明はここには見られないが、革命期

の大混乱を経験した書籍商たちの一部がようやく旧来の考え方から脱却しつつあったことを示している点できわめて興味深い証言である。そのような考えにしたがって、パンクークは書物の所有権に期限を設けることを主張し、その具体案として英国の先例に従うことを提案する。

すべての作者はその作品に対してまず一四年間の用益権を持ち、それ以後も存命であれば、さらに一四年間の用益権を取得する。この二回目の期限が切れると彼の書物は公衆のものになる。英国民は理性をもって次のように考えた。個人の利益と全体の利益を両立させるにはこの方法が適しているし、良書は国民を啓蒙し、その栄光を国外に広めることに貢献するのであるから、その作家たちを優遇するのは当然であると。というのも、作家たちを失いたくなかったら、政府は彼らの営為にしかるべき報酬を与えるか、各市民がその努力と才能から期待する権利を持つ成果のすべてを作者がその作品から引き出すことができるような期間、彼らがその作品の占有権を持つようにしてやらなければならないからである。
(*Mercure de France*, 6 mars 1790, p. 38.)

ここで言及されているのは1710年に英国に施行された著作権法である（ヘッセは1774年の法律としているが、誤りである。1774年はロンドンの書籍商たちの著作権保護を求める請願が議会で否決され、永代著作権獲得の希望が最終的に断ち切られた年である）。作者という個人に権利を与え、その利益を保護すると同時に、作品の利益に与るべき公衆の権利にも配慮するとなれば、英国の先例に従うしかないとパンクークは考える。書物とは人類の進歩に寄与するものであり、広く公衆に共有されてこそ意義があるという信念がそこには込められている。このように、パンクークの意見は版權をめぐる長い議論の中でもっともバランスよく、かつ現代的な著作権の概念にもっとも近い内容を含んでいる。しかも、当時の先進国イギリスの状況を正確に把握し、取り入れようとしたのも、民間ではパンクークだけであった。

(77) *DPV.*, VIII, p. 531, n. 46.

(78) Voltaire, article «Gens de lettres» dans *Dictionnaire philosophique*, éd.cit., t. xix, p. 250; *Le Siècle de Louis XIV, Œuvres historiques*, Gallimard, p. 910.

(79) Voltaire, article «Auteurs» dans *Dictionnaire philosophique*, éd.cit., t. xvii, p. 500.

(80) Robert Darnton, *Gens de lettres, gens du livre* (traduction française), Odile Jacob, 1992, p. 105-118.

(81) Roger Chartier, «L'homme de lettres» dans *L'Hommes de Lumières*, Seuil, 1996, p. 159-209. Darnton, *Le Grand Massacre des chats. Attitudes et croyance dans l'ancienne France*, Payot, 1985, p. 168.

(82) 注32を参照の事。